

生活衛生業（生衛業）でのごみ減量化に向けて

平成 1 3 年 3 月

生活衛生業ごみ減量化推進検討委員会

（財団法人 東京都生活衛生営業指導センター）

R 1 0 0

はじめに

21世紀を迎えた今、私たちが生きていくための地球環境は、緊急に手を打たなければ危機的な状態になると言われています。地球の環境問題にはたくさんの課題がありますが、その一つである、「ごみ問題」は私たちの努力によって改善することができる身近な取り組みやすい分野です。

私たちの住む東京においては、東京湾の埋立処分場の限界、清掃工場などの中間処理施設の稼働にともなう騒音や有害物質の発生、処理費用の増嵩、さらには不法投棄などの問題が山積みになっています。そのため、ごみを減らすための施策がいろいろ実施されてきています。なかでも事業を営んでいる者が出すごみについてのチェックは、年々厳しさを増しています。また、都民の環境問題への関心は高く、営業者としては一人ひとりの顧客からの評価も考えなくてはなりません。

このように、生活衛生関係営業（生衛業）においても、業種による違いを越えて、生衛生業全体としてごみの減量に取り組むことが社会的な義務であると言えます。消費者に対して、前向きな姿勢をアピールすることも必要です。そして、そのような実用的な理由に加えて、私たちが住み、子や孫が生きていく環境をよりよいものにしたいという心情は、誰もが持っているものではないでしょうか。

そこで、東京都生活衛生営業指導センターでは、国庫補助金事業における活性化促進事業として「生衛業でのごみの減量化」に取り組むことになりました。そのためにまず、専門家、業界の代表の方を中心に「生衛業ごみ減量化推進検討委員会」を設け、各生衛業のごみの実態を調べ、生衛業全体として、また各業種ごとの対策をご検討いただきました。さらにその方針に基づき、ごみ減量化のマニュアルもご提示いただいています。

今後は、この提言に沿ってごみの減量化を積極的に推進していかねばと考えております。各組合の団体、営業者のみなさまの十分なお理解と積極的な取り組みをお願い申し上げます。

最後に、本報告書をまとめて頂いた生衛業ごみ減量化推進検討委員会の委員の皆さまに感謝申し上げます。

平成13年3月

財団法人 東京都生活衛生営業指導センター

理事長 森 茂 雄

目 次

はじめに	1
第1章 生活衛生関係営業（生衛業）について	4
1 生活衛生関係営業	4
2 生活衛生関係営業の特色	4
3 都内における生活衛生関係営業の施設	4
4 生活衛生同業組合	4
5 財団法人 東京都生活衛生営業指導センター	4
第2章 生衛業における「ごみ減量化の推進」について	6
1 ごみ問題の深刻化	6
2 ごみに関わる法規制等の動向	8
(1) ごみ行政の転換期2000年―「循環型社会元年」	8
(2) 事業系ごみの減量化の位置づけ	8
(3) 東京都におけるごみ処理体制	9
3 生衛業におけるごみ減量化への意義	11
4 循環型社会形成に向けた生衛業の基本姿勢のあり方	11
5 ごみ減量化の実施方法	11
(1) 「ごみ実態調査」に見る状況分析	11
(2) ごみ減量化の具体的な実施方法	12
① ごみの減量化とは	12
② ごみ減量化の具体的な方法	13
③ ごみの種類別処理方法	15
④ 業種別の特徴と減量方法	17
⑤ 当面できる課題	18
6 減量化のメリット	18
7 ごみ減量化の推進方策	18
(1) パンフレットの作成	18
(2) ごみ減量化推進委員の活用	18
(3) 事業活動エコ・アップへの参加	19
8 行政、生活衛生同業組合、営業者への提言	19
第3章 生衛業における「ごみ実態調査」について	21
1 調査目的	21
2 調査方法	21
3 集計方法	21

4	調査結果	22
(1)	回答数と営業施設の概要	22
(2)	営業用と家庭用の分別割合	25
(3)	ごみの内容別構成割合	26
(4)	ごみの処理方法	28
(5)	1施設当たり及び従業員1人当たりの排出量	33
(6)	ごみの種類別分別状況	35
(7)	持ち込みごみの状況	36
(8)	自動販売機とごみ排出量の関係	37
(9)	ごみの処理費用の状況	38
(10)	ごみ減量化に関する営業者の意見・要望等	40
5	考察	45
おわりに		48
—資料— ごみ減量化促進パンフレット（例）		49
—参考資料—		
1	生衛業ごみ減量推進検討委員会規程及び委員名簿	54
2	生衛業ごみ減量推進検討委員会の開催状況	56
3	ごみ実態調査の集計結果	57
(1)	回答数等	57
(2)	営業用と家庭用との分別割合	58
(3)	ごみの種類別の内容構成割合	59
(4)	1施設当たり及び従業員1人当たりの排出量	60
(5)	ごみの種類別分別状況	61
(6)	持ち込みごみの状況	62
(7)	ごみ処理費用の状況	63
(8)	実態調査票	64
4	ごみ減量化に関する区市町村の担当窓口	68
5	ごみ処理に関する関係組織及び団体一覧表	71
6	ごみ減量化関連の助成制度・融資制度一覧表	76

第 1 章 生活衛生関係営業（生衛業）について

1 生活衛生関係営業（生衛業）

生活衛生関係営業は、豊かな市民生活に密着した営業で良好な衛生水準の確保向上と経営の健全化を図り、福祉の向上が求められる理容・美容・クリーニング・旅館（簡易宿所を含む）・公衆浴場・興行場・飲食店（鮎、そば、中華料理、料理を含む）・食肉販売（食鳥肉を含む）・喫茶店・氷雪販売の業種に区分される。

なお、この区分は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（いわゆる「生適法」）に根拠を置いている。

2 生活衛生関係営業の特色

生活衛生関係営業の特徴は、中小零細企業が多く、従業員 5 人未満の事業所が 85% を占め、個人営業が約 8 割と高率で、生業的な経営が多いという点にある。さらに経営の内容からみると、人件費の比率が高く労働集約型の産業構造となっている。

また、比較的小資本でも開業が可能であり新規参入も多く、新陳代謝が激しく事業所の出入りが多い業種という特徴もある。

3 都内における生活衛生関係営業の施設

生活衛生関係営業の施設数は、全国では 255 万施設を超えており、その従業員数も約 650 万人といわれている。都内における施設数は、全国の 8.3% に当たる 21 万強の施設で従業員数も約 100 万人に近いのではないかとされている。業種別の許可施設については別表（5 頁）のとおりである。

4 生活衛生同業組合

生活衛生同業組合は、生衛法に基づく営業者の自主的活動による生衛業の振興策の中心的組織であり、法人格を有する非営利団体である。また、同業組合は業種別に都道府県単位で設立され知事の認可を受けている。なお、都内の生活衛生同業組合は、別表（5 頁）のとおりである。

5 東京都生活衛生営業指導センター

生衛法に基いて各都道府県に設置されている財団法人で、都内の生衛業の経営の健全化と振興を通して、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る目的で設置され、営業者への相談、経営指導、研修、業界の PR、また消費者の苦情相談などの事業を行っている。

都内における生活衛生関係営業の許可等の施設数

(平成12年12月末現在)

飲 食 関 係(注)		サ ー ビ ス 関 係		
飲 食 店		161,749	理 容	10,238
	内 訳	(寿司店) 7,705	美 容	16,177
		(そば店) 7,008	興 行	318
		(社交業) 6,142	旅 館	(ホテル) 2,191
		(その他) 140,894	簡易宿所	1,040
喫 茶 店	1,555	公衆浴場	(普通) 1,283	
食肉販売業	14,581	クリーニング	6,551	
冰雪販売業	329			
小 計	178,214	小 計	37,798	
計			216,012	

(注) 食品衛生法に基づく業種分類

資料：東京都衛生局環境衛生課調べ

東京都における生活衛生同業組合

飲 食 関 係 : 10 組 合	サ ー ビ ス 関 係 : 7 組 合
鮪商生活衛生同業組合	理容生活衛生同業組合
麺類生活衛生同業組合	美容生活衛生同業組合
中華料理生活衛生同業組合	興行生活衛生同業組合
社交飲食業生活衛生同業組合	ホテル旅館生活衛生同業組合
料理生活衛生同業組合	簡易宿泊業生活衛生同業組合
飲食業生活衛生同業組合	公衆浴場業生活衛生同業組合
喫茶飲食生活衛生同業組合	クリーニング生活衛生同業組合
食鳥肉販売業生活衛生同業組合	
食肉生活衛生同業組合	
冰雪販売業生活衛生同業組合	

第2章 生衛業における「ごみ減量化の推進」について

1 ごみ問題の深刻化

現在、地球環境の危機とされている問題には、地球温暖化 オゾン層の破壊 酸性雨の増加 森林の減少 砂漠化の拡大 有害物質の越境移動 海洋汚染 野生生物種の減少 開発途上国の公害などがある。その原因は、人口増加と生活レベルの向上 経済活動の拡大 エネルギー消費の増大 技術の発展などであり、つまり、私たちが豊かで快適な生活を得るために必要な活動が地球の危機を招いたといえるものである。石油や石炭、天然ガス、原子力などの一次エネルギー消費量の変化によっても、地球上の生産活動の発展ぶりがわかる。

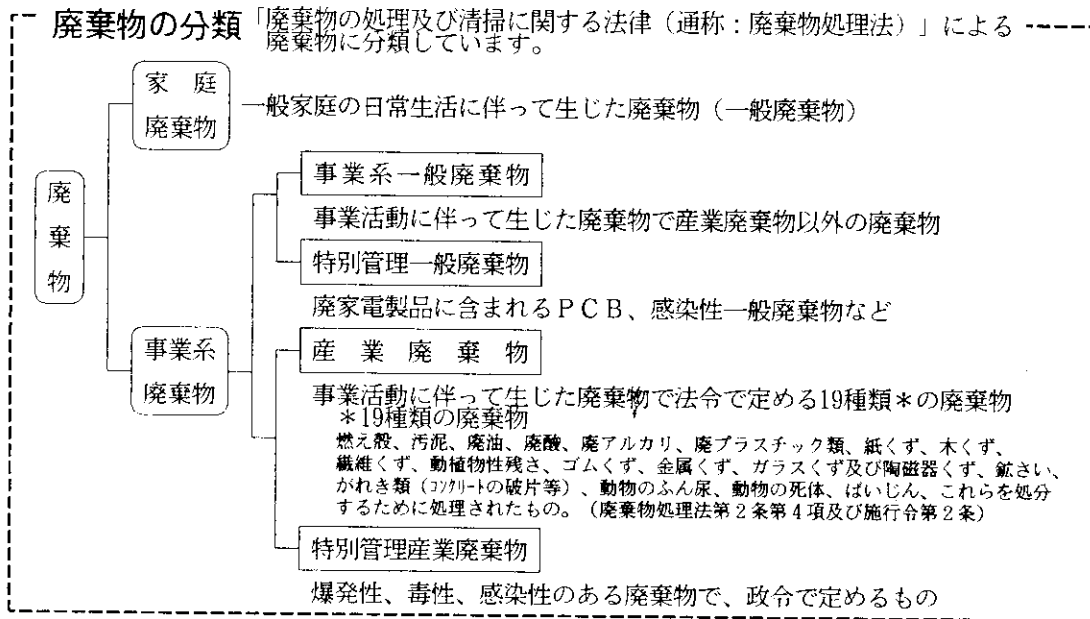
ごみはこうした活動の結果必ず生じるものであるが、かつてはその処理が適切であるかどうかだけが問題にされていた。しかし、地球環境が危機的に悪化していることがはっきりしてからは、ごみ処理による影響も問題視されるようになった。

例えば、ごみの焼却により排出される炭酸ガスによって地球を温暖化させたり、ごみの埋立てにより浸透する有害物質によって地下水を汚染する可能性があるなどがあげられる。

さらに、東京都の場合は特に大きな問題として、処理工場の建設と埋め立て地の確保があげられる。過密な東京では、大規模な処理工場は周辺住民の理解を得難いうえ、適当な用地を探すのは難しく、東京湾の埋め立て新海面処分場の後は、新たに処分場を確保することが極めて困難になっている。

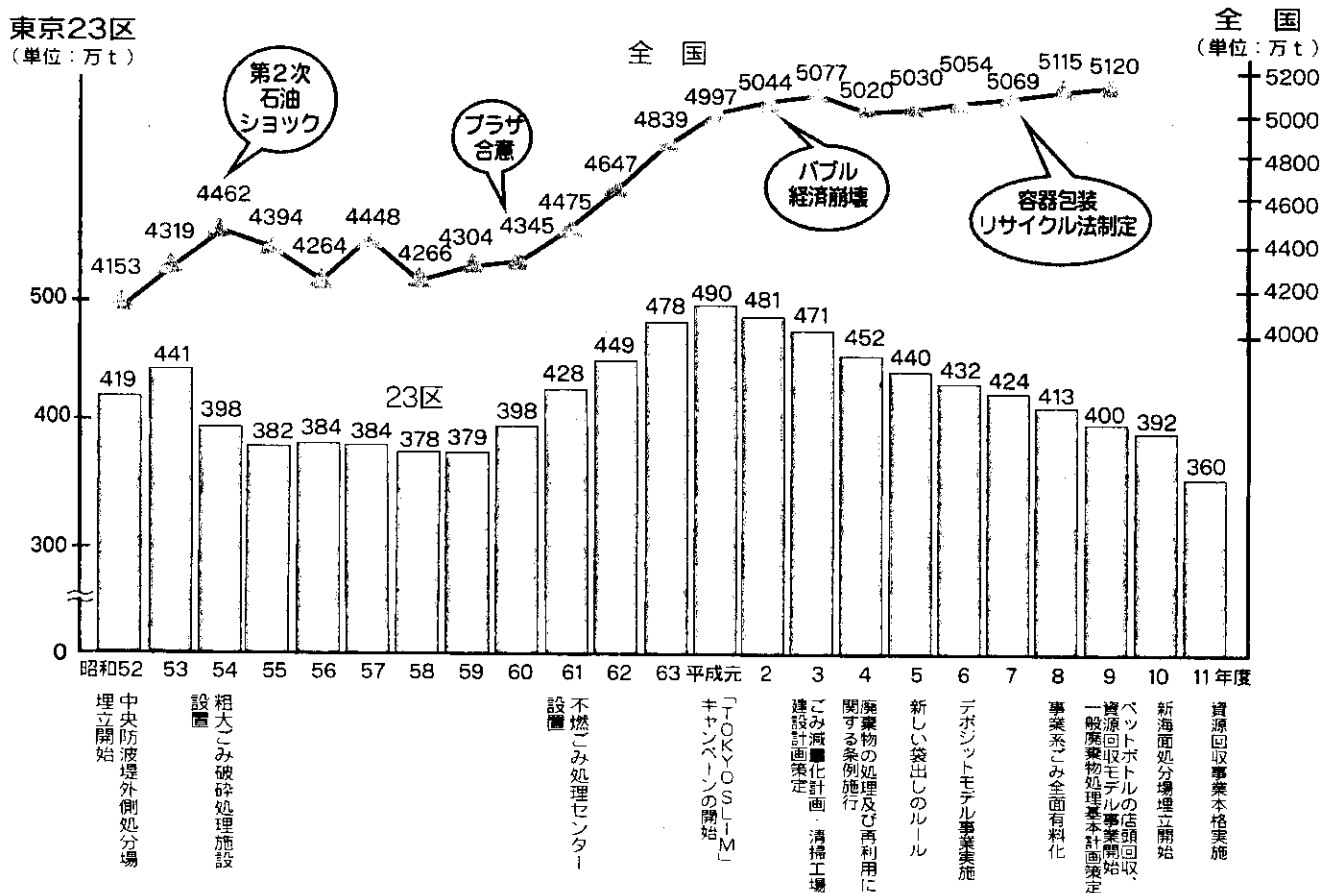
東京都のごみ処理のコストは、1トンあたり57,432円(平成10年度)。コスト面だけを見ても、ごみの減量は私たちの貴重な税金の節約につながるのである。またごみの有料化と事業者への負担の転化の流れは強まってきており、事業者として、ごみ処理コストが将来的に無視できないものとなる可能性がある。

グラフ1に見るように、東京23区のごみは平成元年度をピークとして減少している。しかし、環境問題はもとよりコスト面からも、さらにごみを少なくすることが、東京で事業を展開する者の急務なのである。



出典：「23区清掃とリサイクル2000」（東京二十三区清掃協議会）
 ※今回の報告書では、事業系一般廃棄物を対象としている。
 ※今回の報告書では、「廃棄物」について「ごみ」という名称を使い、「ごみ実態調査」では家庭廃棄物=家庭用ごみ、事業系一般廃棄物=営業用ごみ、としている。

グラフ1. 東京23区と全国のごみ量の推移



(全国ごみ排出量は厚生省資料による。昭和61年度以前の東京23区の数値は、換算率を用いた推計値である。)

出典：「23区清掃とリサイクル2000」（東京二十三区清掃協議会）

2 ごみに関する法規制等の動向

(1) ごみ行政の転換期2000年...「循環型社会元年」

通商産業省（現・経済産業省）が平成11年7月に発表した「循環型経済システムの構築に向けて」という報告書では、今は、経済活動への新たな資源の投入はなるべく小さく、廃棄物はなるべく少なくする必要があるとして、『1Rから3Rへ』と、提言している。

1Rは、従来のリサイクルのことであり、

3Rとは、

①Reduce（リデュース）…減らすこと

②Reuse（リユース）…再び使うこと

③Recycle（リサイクル）…もう一度資源として活用すること

の三つのRを言う。

この提言が具現化されたのが、平成12（2000）年5月に制定された、「循環型社会形成推進基本法」である。20世紀最後の年は、循環型社会元年となった。この法律は、廃棄物に関する基本的な枠組みを決めたもので、

①発生抑制…ごみをできるだけ減らす。

②再利用…できるだけ繰り返して使う。

③再生利用…繰り返し使えないものはリサイクルする。

④適正処分…どうしても使えないものは、環境を汚さないように処分する。そして、焼却した場合の熱は発電や温水プールなどに利用する。

と、廃棄物処理の優先順位を定めている。まずごみを減らし、出てしまったごみは資源として活用することで、全体として環境に対する悪影響を少なくしようということが、初めて法律によって明確にされた。さらに事業者に対しては、ごみを減らすだけでなく、ごみになりにくい製品づくりの責任、リサイクルに必要な場合は使用済み製品を引き取る義務があるとしている。

そのほか次の7つの法律が改正されるなどして、「循環型社会形成推進基本法」の枠組みのもとに、ごみとリサイクルに関連する法律が整った。

(2) 事業系ごみの減量化の位置づけ

「循環型社会形成推進基本法」や「資源の有効な利用の促進に関する法律」に見られるように、ごみ行政は「大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクル」、すなわち、リサイクルさえすればごみを大量に出してもいいという考えではなく、ごみの発生を抑えるのが第一という考えになっている。また、拡大生産者責任（EPR）も重視されるようになってきており、事業者がごみの発生について責任を持つ範囲も拡張しつつある。

言い換えれば、「発生したごみを、とにかく適正に処理する」という考え方から「生産・流通・消費の段階から、ごみの発生を抑えていく」という、発生抑制の考えである。また、物のライフサイクルを延ばして長寿命化を図ることを目指すもので、それぞれの立場で必要な役割分担を求める政策姿勢に転換しつつある。

したがって、事業者は「費用を負担すれば、ごみをどれだけ出してもよい」というように構えているわけにはいかない。一般廃棄物のうち、半分以上は事業系のごみであり（53%、東京都データ）、家庭ごみ以上の減量化が期待されている。

※EPR… Enlargement of Producer's Responsibility

(3) 東京都におけるごみ処理体制

東京23区のごみ処理システムは、平成12年4月から大きく変わった。東京都で行ってきた業務のうち収集、運搬業務は区が行い、清掃工場での焼却、不燃物の処理、粗大ごみの処理（いわゆる中間処理）は東京23区清掃一部事務組合が共同で行い、最終処分場は東京都が管理することになった。この移管により、ごみの収集、運搬業務は身近な行政となり地域ごとの学校や事業所などと連携がなされ、今後よりきめ細かな分別収集、リサイクル、リユースなどができると期待されている。図1にその流れを示す。

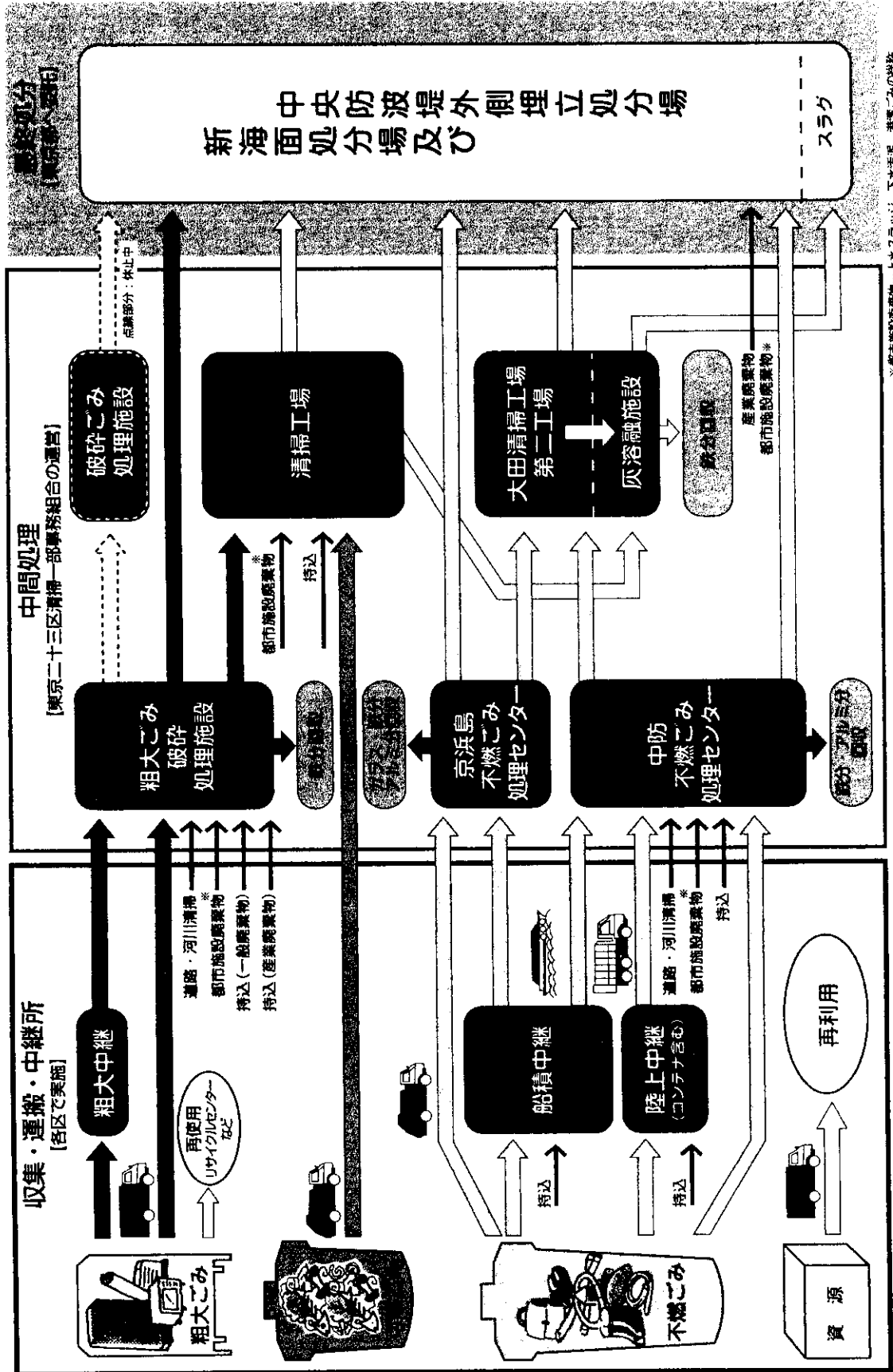
なお、23区以外の市町村では、従来から市町村単位のごみ処理が行われている。多摩地区の最終処分については三多摩地域廃棄物広域処分組合が行っているが、その処分場の容量に限りがあり、新たな処分場の確保が非常に困難であることから、この処分場をなるべく長く使うための工夫がなされてきた。

図1. 東京23区のごみの流れ

23区のごみ処理の現状

23区のごみの流れ (平成12年4月1日現在)

ごみは各区ごとに収集・運搬されます。
可燃ごみは清掃工場で焼却し、不燃ごみは不燃ごみ処理センターで焼却・資源化し、焼却や埋立処分しています。
点線部分：休止中



出典：「23区清掃とリサイクル2000」（東京二十三区清掃協議会）

3 生衛業におけるごみ減量化の意義

ごみの大量発生がもたらす「コスト」には2つの側面がある。ひとつは、排出されるごみの適正処理に要する（内部化された）コストであり、いまひとつは、排出されるごみが不法投棄もしくは適切に処理されない場合に生ずる社会的損失（外部コスト）である。後者はまさに「犯罪」であり、生じてはならないコストだが、前者が全うされる限りにおいては生じないコストでもある。

しかし、前者のコスト、つまり、排出されるごみの適正処理に要するコストは、排出されるごみが増えれば増えるほど増加していく。こうしたコスト上昇は、最終処分場の枯渇が懸念される最近の状況からも、排出されるごみの種類の多様化からも拍車がかかることは明らかである。ごみ減量化への着手が遅れば遅れるほど、それは、莫大なコスト上昇として跳ね返ってくるのである。

事業者責任、排出者責任の明確化といった今後の制度変更等にともない、ごみ減量化への取り組みを怠る事業者にとって、そうしたコスト上昇の直撃は必定となろう。

4 循環型社会形成に向けた生衛業の基本姿勢のあり方

ごみ減量化のための方策として、前述の「3つのR」（Reduce、Reuse、Recycle）が重要である。まず、ごみ自体が出ないようにすることである（発生抑制）。次に、使いまわしたり、修理したりすることで、ごみにする前になるべく再利用することである。そして、どうしても「ごみ」として出さなければならない場合でも、再資源化可能なものは最大限、再資源化回収ルートに乗せることである。

再資源化回収ルートは地域によって相違があろうが、事業者ごとに分別の徹底や独自の回収ルートを創造することによっても排出ごみの減量に大きく寄与するであろう。このことは、直接的にごみ処理コストの低減化に効果を表すのである。

5 ごみ減量化の実施方法

(1) 「ごみ実態調査」に見る状況分析

ごみ減量化のためには、まず業界の実態を知る必要があることから、当委員会では、生衛業のごみについて調査を行った。この調査は平成11年9月20日から11月10日にかけて、生衛業の17の業種10施設づつ、郵送によるアンケート方式で行った。

その結果、以下のような特徴があることが判明した。

- ① 営業用と家庭用の分別をしているのは、全体で74%。営業施設が独立している場合は、分別の比率が高い。
- ② 従業員1人あたりに換算した月間のごみ量が最も多いのは、ホテル旅館の236キログラム、次が簡易宿泊業の151キログラム、鮭商78キログラムの順である。少ないのは、クリーニング及び冰雪販売業の14キログラムだった。
(注) 排出量を比較するため、従業員当たりの排出量を算定したが、排出されるごみには、利用者が持ち込むごみが含まれている。このため自炊を行う簡易宿泊業ではごみの量が多くなっている。
- ③ 従業員1人あたり換算でごみの種類別で多いのは、生ごみがトップ、二番目は紙類、次いでビニール・プラスチック類となっている。

④ 1施設当たり月間の処理費用は、業種ごとの平均で最も高いのがホテル旅館の58,023円、次いで料理の49,789円、最も低いのは理容で584円。平均では16,439円である。

業種ごとの特徴は次のとおり。

〔鮭商〕

他業種と比較して営業用のごみと家庭用のごみの分別率が低い。生ごみ類は魚介類が中心。

〔麺類〕

野菜類、雑誌、割り箸が多い。

〔社交飲食業〕

野菜類、新聞が多く、利用者の持ち込みごみが多い。

〔料理〕

1施設当たりの従業員数が最も多く、家庭用ごみとの分別が最も少ない。

〔喫茶飲食〕

野菜類が多い。

〔食肉〕

家庭用ごみとの分別率が高い。段ボール、従業員のたばこの吸い殻が多い。

〔冰雪販売業〕

布類、従業員のたばこの吸い殻が多い。

〔理容〕

1施設当たりの従業員数が少ない。毛髪が多い。

〔美容〕

雑誌類、毛髪が多い。

〔興行〕

ペットボトルが多い。家庭用ごみとの分別率が高い。

〔ホテル旅館〕

1施設当たりのごみの量及び処理費が最も高い。魚肉、カミソリが多い。

〔簡易宿泊業〕

家庭用ごみとの分別は100%実施されている。ペットボトルが多い。

〔公衆浴場業〕

1施設当たりの従業員数が少ない。カミソリと燃えがらが多い。

〔クリーニング〕

1施設当たりのごみの量が最も少ない。ハンガー、ビニールのごみが多い。

(注) 排出量を比較するため、従事者当たりの排出量を算定したが、排出されるごみには、利用者が持ち込むごみが含まれている。このため自炊を行う簡易宿泊業ではごみの量が多くなっている。

(2) ごみ減量化の具体的な実施方法

① ごみの減量化とは

ごみを減らすための原則は、先にふれた3つのRで表される。

ア) まずReduce（リデュース）。後でごみになるような物を減らす、持ち込まないこと。つまり、ごみを作らないことが大切である。たとえば、スーパーなどで買い物をしたときにもらう袋。たいていは使い捨てなので、買った物を取り出した後はごみになってしまう。あらかじめバックあるいは袋を持参して、商店の袋はもらわないようにする。そのほか、本のカバーなどの不要な包装は断る。店に持ち込まず、入り口で減らす工夫をしよう。

また、洗剤などは詰め替えて使えるものにする。ティッシュペーパーやサインペンなど、安価だからと必要以上に使い捨てていないか気をつける。そのほか、食べ残しをしないことを心がけるべきだろう。

イ) 次はReuse（リユース）で、一度使った物を繰り返し使うこと。たとえば、ビールびんの多くはリターナルびんなので、空きびんを販売店に返すとメーカーまで戻されて繰り返し使用される。したがって、ごみ減量化のためには、缶ビールでなくびんビールを買うようにする。詰め替えが可能なものも繰り返し使うことでごみ減量につながる。

リサイクルショップやフリーマーケットで不要になった衣類や食器などを売ったり、買ったりするのもリユースである。

ウ) 三番目はRecycle（リサイクル）、循環利用の促進である。紙類や缶、びんなどを分別し資源として活用することである。なお分別とは、ごみ処理のために行政が定めた分類に従って分けることで、東京でごみを出す場合は、東京の23区あるいは市町村の分別規定に従うことが大切である。分別しておけば資源になるものも、混ぜて出すと単なるごみになってしまう。

したがって、自分のいる地域では何がリサイクル可能なのを知っておく必要がある。びん、缶、トレー、牛乳パックなどの回収ボックスでの回収ほか、ごみ処理機、コンポスト、乾燥収縮機の利用も考慮したい。

② ごみ減量化の具体的な方法

「ごみ実態調査」では、生衛業全体に共通のごみ排出傾向といったものは見られなかった。ただし、業種によっては利用者の持ち込むごみがかなり多く、しかも分別が難しいこと、割り箸やカミソリなど業種によってたくさん出るものが決まっているといった傾向がわかった。

生衛業のごみ減量化のポイントは、こうした特徴をふまえて、減量効果の大きいところ、そして取り組みやすいところから始めることである。

ア まず、ごみの発生を抑える。

すでに何度も述べているようにリデュース、つまり物を減らすこと。これが重要である。日々の仕入、原料、材料、消耗品、調度品など、物の種類・目的によらず、営業施設に入ってくるすべての物についてチェックする必要がある。

定期的な仕入のたびに、余りそうな物はないか、次回でも間に合う物を仕入れようとしていないかと、もう一度見直す。といっても、仕入の場合は単価との兼ね合いがあるので、単純に少なくするわけにいかないが、なるべく不要な在庫を抱えないようにすることは、経営上も大切なことである。

また、同じ品物でもごみになる部分がより少ない物を探す。例えば、ボールペンを買う場合、品質や価格が同じぐらいなら、包装が簡単な物を選ぶようにするといったことである。

社交飲食業やホテル旅館業など、利用者が持ち込みをする、しかも分別が難しいためにごみが増えてしまうケースがある。持ち込みを制限したいところであるが、現実にはできないことなので、分別用のボックスなどを用意して、利用者自身に分別してもらうようにする。さらに、ポスターなどでごみ減量化の取り組みや協力要請をアピールする。

割り箸やカミソリなど、業種によっては同じ物をたくさん出す場合がある。この場合もまず、使い捨てでない物に変えられないか検討する。次に、必要な人にだけ提供するようにできないかと考えてみる。そして、最後にリサイクルの可能性を探る。

例えば、割り箸でなく、塗り物の箸にできないか。飲食店で箸を出さないわけにはいかないが、カミソリは要求した人にだけ出すようにできるかもしれない。割り箸もカミソリも現在のところ、リサイクルのルートはないが、割り箸はパルプの原材料などになるし、カミソリの刃は金属として再生できるはずである。納入業者がとりまとめれば、まとまった量になるのでリサイクルの可能性は高くなる。

イ リサイクルのために、量をまとめる。

いくらきちんとたたんであっても新聞紙1枚ではリサイクルできないが、1か月分なら回収業者などに引き取ってもらうことができる。それを何千軒、何万軒分集めてはじめて古紙再生の機械にかけられるのだ。このようにリサイクルのためには、なるべく大量に集める必要がある。しかも同じ種類の物だけでなくはならない。ペットボトルとびんが混在してはリサイクルは難しい。

自治体が資源ごみとして集めている物は、自治体単位で集積するので、そのルールに従えば少量であっても引き取ってくれる。

問題は、自治体が資源ごみの対象外としているもので、生衛業ではまとまった量を廃棄するという物の場合。例えば前項の例の割り箸やカミソリ、あるいは毛髪などは、関係業種ごとに共同でリサイクルのルートを確保する必要がある。また、共同で実施することにより、リサイクルに必要な量も確保できる。

ウ 目標を立てる。

漠然と「減量」といっても、取り組みにくいので、ごみの区分ごとに目標を立てる。例えば生ごみを3年間でゼロにする、あるいは焼却ごみを1年で半分にする、半年以内にごみ処理費を半額にするなど具体的目標を立てる。そのための方法を考え、実行しきちんと評価する。目標に到達しそうにない場合は、方法を練り直す。うまく達成できたら、次の目標を立てて実行するという具合に区切りをつけることが大切である。

エ ストックヤードを設ける。

資源ごみを集積するためのスペースをストックヤードという。ある程度の量を貯めるためにも、分別をきちんとするためにもストックヤードを設けたい。収集する側にとっても、専用の場所があれば作業がしやすい。

1 営業者で設置することが難しい場合は、関係業種で共同したり、地域に働きかけたりする。

オ 施設内のごみ発生源をチェックする。

自動販売機の商品はごみになる物が多いが、缶やびん、ペットボトルなどは分別して回収すれば資源となる。その効率アップのため、容器を分別し、回収しやすいものに変えたり、かさばらないものに変えたりできないか検討する。

また、施設内に回収用のボックスなどを、利用しやすい形で設けることも大切である。その他の商品も、なるべく簡単な包装にする。

カ 納入業者に回収してもらう

改正された廃棄物処理法では、製造業者の回収義務が強まっている。製造者がリユースあるいはリサイクルするほうが、合理的だからである。生衛業においては様々な物品を購入しているが、そのすべてについて、使用後は納入業者に引き取ってもらえないか交渉してみる。

容器を洗うとか、素材ごとに分解するなどの協力をして、なるべく回収してもらうようにする。

キ 意識改革をする。

「ごみ減量」といっても従業員が充分理解していないと、いろいろな仕組みを設けても活用されないのでは無駄となる。まず、全員の意識を高めることが大切である。

それには、経営者が率先して行動し、従業員の手本となること。そしてごみ減量の情報をわかりやすく提供する。また、従業員からの提案を募集するなど、自発性を引き出すとよい。これらのことを根気よく続ける必要がある。

ク 減量型ごみ処理体制をつくる。

ストックヤードや回収ボックスなどの設備は、それらをどのように配置するか、どこへ置けば使いやすいか、あるいは外観も考慮するなどしないと、成果があがらない可能性がある。慣れの問題もあり、いろいろやってみる覚悟が必要である。

また、回収業者との連携や、地域・商店街などとの協力も、ごみ減量化のキーポイントとなる。日常の業務と同じく、たくさんの要素がうまくかみ合っこそ、ごみ処理のシステムが機能する。

ケ 再生品を使う。

再生紙やプラスチック再生文具などを使うことは、間接的なごみ減量化となる。そのような商品を選んで使うようにしたい。

チラシやパンフレットに再生紙を使い、その旨を表示することはイメージアップにつながる。また、使用済み切符から作られたトイレットペーパーのように、割り箸で作ったトイレットペーパーなどができるとPR効果も高いので、関係業界の努力を期待する。

コ ごみを売らないようにする。

利用者に提供するものの中に、ごみになるものがないかをチェックし、なるべく少なくなるように努める。使い捨て容器はなるべく使わないようにする。また、飲食店の場合は食べ残しが出ないような工夫が求められる。

③ ごみの種類別処理方法

ア 生ごみ類

飲食関係で最も多い生ごみは、水を切ることで大きく減量できる。水切り専用の容器を

設け、使いやすい工夫をして水切りを徹底する。また、生ごみ用乾燥機を使えば、減量効果だけでなく、臭気、害虫、腐敗などを防ぐことができる。費用と効果が比較検討の問題となろうが、ごみ減量化の観点からなるべく導入したい。

なお、従来は禁止されていたデスポーザーも新しい技術により利用可能性が出ているので、これも検討に値する。かつてのデスポーザーは、生ごみを粉碎して下水等に流す方式だったため、下水処理の負荷が非常に大きく通常使用できなかった。これを解決するため、デスポーザーによる生ごみリサイクルシステムの開発がなされた。デスポーザーは、特殊な設備として、建築基準法第38条による国土交通大臣の認定を受ける必要があり、今後、ごみ処理システムとしての可能性を十分備えているといえる。

生ごみを家畜の資料として活用することは、現在では困難であるが、新しい技術の開発が進行中なので、その動向をみて、導入を検討する。

生ごみをコンポストなどで肥料にすることは、最もエコロジカルな処理方法だ。微生物の力で生ごみを完全に消滅する方法や肥料に変える方法も開発された。しかし個別に行うのは、スペースや手間の問題から難しい。地域や同業種による共同処理ができれば、減量と有効利用が同時にできる。飲食関係においては、ぜひ検討したい。

イ 紙類

最もリサイクルしやすいごみである。地域やPTAなどのリサイクル活動を利用すればコストもかからず、最終的なごみ処分量を減らすことになる。

自治体の集団回収に出す場合は、東京のすべての区市町村で行われている資源ごみ回収を利用し、そのルートにのせることで、リサイクルを実現して最終的に処分するごみを減らすことができる。その際、区市町村の区分ルートに従うことが大切である。23区では、新聞とチラシ・雑誌・段ボールを分けてひもで縛ることになっている。

ウ びん・缶

ビールびんや一升びんなどは、納入業者に出す。これらはそのままの形で再利用される。ビールの大びんは平均24回使える。ごみ減量のためにはびんビールを薦めたい。

それ以外のびんはすべて自治体が回収する資源ごみになる。ふたを取ってすすぎ、乾かしてから出すことになっている。

缶は、アルミ缶とスチール缶に分ける。これも洗って乾かすことになっている。なお、スプレー缶など飲食用でないものは、中身を使いきってから不燃ごみとして出すこと。

エ ペットボトル・紙パック・発泡スチロール

いずれも洗って乾かし、別々にまとめる。ペットボトルはふたをはずし、つぶしてから出す。ふたは不燃ごみになる。発泡スチロールは、市場などで回収し再生システムを作っている場合があるので、そちらに利用してもよい。

オ その他のごみ

割り箸は、一部でボランティアにより製紙工場に送られている例があるが、搬送費等のコスト面の検討が必要である。

カミソリは、納入業者に引き取りを検討してもらう。

毛髪は、以前は回収業者によって集められ、薬品等の原料になったが、現在は行われていない。

④ 業種別のごみの特徴とごみ減量化取組の一例

業種別	排出の特徴	発生抑制 (リデュース)	再利用方策 (リユース)	再資源化方策 (リサイクル)
飲食関係 氷雪販売業	<ul style="list-style-type: none"> ・肉魚、野菜ごみの処理排出量が、ごみ中85%と多い。(飲食) ・ごみの大区分は良くされている。(飲食) ・割り箸の排出量が多い。(飲食) ・油類の排出が多い。(飲食) ・新聞等の持込みが多い。(飲食) ・段ボール等の排出量が多い。(飲食) ・紙の排出量が多い。(飲食) ・たばこの吸殻が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別排出を徹底する。 ・生ごみに水切りを良くして減量化する。(飲食) ・ナプキン類のサービスの見直す。(飲食) ・お客様へ前もって分量をたずね、食べ残しを少なくする。(飲食) ・持ち込みごみの抑制を工夫する。(飲食) ・納入業者に引き取りを求める。 ・禁煙を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食材の余りは、スープや吸い物の材料として利用する。(飲食) ・お茶殻は、清掃つや出し等に使う。(飲食) 	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化ルートを積極的に利用する。(資源ごみ回収への積極的協力) ・各業種の現状に則したリサイクルルートづくりへ取り組む。
理容 美容	<ul style="list-style-type: none"> ・雑誌の排出量が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別排出を徹底する。 ・雑誌のサービス提供を映像や音楽のサービスに転嫁する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シャンプー・化粧品等の詰め替え容器の利用に努める。(理容、美容、ホテル旅館) 	
興行 ホテル旅館 簡易宿泊業	<ul style="list-style-type: none"> ・紙コップ、缶、ガラスの排出量が多い。(興行) ・外部からのごみの持込みが多い。 ・肉魚の排出量が多い。(ホテル旅館) 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別排出を徹底する。 ・外部からのごみ持込みの抑制を工夫する。 ・納入業者に引き取りを求める。 		
公衆浴場業	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の排出が多い。 ・自動販売機の設置が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別排出を徹底する。 ・納入業者に引き取りを求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・びん類のみの飲料水の販売をする。 	
クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニール、プラスチック類が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別排出を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洋服のハンガー、ビニールカバーの回収・再利用に努める。 	

⑤ 当面できる課題

ごみ減量化のためにできることは多岐にわたり、なかには非常に有効な方策もある。しかし、費用や労力の負担が必要な場合は、すぐに実施するというわけにはいかない。これらはまず慎重に検討し、地域や同業間の調整から始める必要がある。

いますぐ、しかもほとんどノーコストでできることは、従業員の意識向上と分別の徹底である。ごみや環境に関する話題はマスコミでよく取りあげられているので、そういった機会をとらえて説明するのも効果的な方法である。なお、清掃関係者の間では、分別を細かくし、徹底させるとなぜかごみが減ると言われている。各営業者でも、さっそく試みていただきたい。

こうして、生衛業全体が環境を大切にす、ローコスト体質の業界になることが「ごみ減量化」の目標である。

6 減量化のメリット

ごみ減量化で得られる最大のメリットは、排出されるごみの適正処理に要するコストの削減である。それが、収益向上に寄与するのは言うまでもない。出すゴミが減れば、ごみ処理コストが減る。ごみに限らず、無駄というものは意外と大きいもので、しかも毎日の積み重ねゆえに想像以上の金額に膨らんでいく。また、リデュースを心がけて必要最小限の仕入れをしていくことでもコストの削減ができる。ごみ減量化の行動が他の分野の無駄を考えるきっかけ、従業員のコスト意識の啓蒙に役立ち、事業全体の効率化につながった事例も数多くある。

二番目は、自店に対してのエコロジカルなイメージができること。たとえば「ごみ減量化のため、ご希望の方だけにマッチ（おしぼり・カミソリ）をお出ししています。ご入用の方はご遠慮なくお申しつけ下さい」といったアピールなど。エコロジーを考えて営業していることをさりげなく顧客に伝える。もちろん、自治体や環境保護団体が発行しているステッカーなどを使って、堂々とアピールする。

そうした活動の結果が、ひいては地球環境の保全に貢献していくことになる。ごみ焼却にともなう熱発生や環境汚染などの防止など、地球温暖化といったグローバルな問題の解決にも寄与していくのである。一つひとつは小さいが、その蓄積は大きな力となっていくだろう。

7 ごみ減量化の推進方策

(1) パンフレットの作成

ごみ減量化を推進するのは、個々の営業者である。個々の営業者が、ごみ減量化を推進するにあたり取り組む動機付けとなる何かを用意する必要がある。そのため、この報告書に代わるものとしてごみ減量化の必要性やメリット、実行に移すにあたっての事例など判りやすくまとめたパンフレットを作成し、個々の営業者に配布することが望まれる。

ごみ減量化の推進は、ひとえに個々の営業者に取り組みに係るものである。

パンフレットの構成例を、「参考資料」に添付する。

(2) ごみ減量化推進委員の活用

多数の営業者に対して、ごみ減量化への取り組みを推奨するために各生活衛生同業組合

の理解と協力を得なければならぬことは当然であるが、各生活衛生同業組合から推薦を受けて指導センター理事長が委嘱する「ごみ減量化推進員」を設けることが、ごみ減量化を推進するうえで有効である。

「ごみ減量化推進員」は、指導センターが本委員会報告書の内容に従って実施する「研修」を受けたうえで、それぞれの業界の営業者にごみ減量化への取り組みを推奨するとともに、当該生活衛生環境同業組合内において組合事業としての取り組み等を推進することが期待されるものである。

諸般の事情が許されれば、活動費の交付、成果の表彰などが行われることが望まれる。

(3) 「事業活動エコ・アップ」への参加

東京都では、平成11年度から「事業活動エコアップ」という事業を行っている。この事業は、それぞれの事業活動が東京都のみでなく地球環境にさまざまな影響を及ぼしていることから各事業者の自主的な環境配慮への取り組みを支援することも目的としている。事業者が環境負荷を低減させる取組目標を自主的に定めて東京都に登録し、その取組結果を自己評価する仕組みであり、登録者に対しては、環境に配慮した事業活動を行っていることを店舗等に掲出することができる「登録証」「ステッカー」の交付、東京都が設置するホームページでの登録者の公表を行うこととしている。

ごみ減量化の推進は、まさに、この事業に合致するものと考えられるので、営業者がごみ減量を進めるに際して、この制度を利用するメリットは大きいと考える。

8 行政、生活衛生同業組合、営業者への提言

生衛業においてごみ減量化に取り組む場合、行政をはじめとして関係機関の支援、協力が必要となる。当委員会として、最後に、次のように関係者に訴えるものである。

(行政へのアピール)

1 建築基準法令等の整備

東京の生衛業は、自社の建築物で営業している場合もあるが、多くは大規模建築物や賃貸ビルのテナントとして入居している。そのようなビルでは、ごみ減量化のための設備が不十分である。

営業施設から排出される資源ごみや生ごみ等を分別保管する場所や、また、生ごみ保管場所の冷房や洗浄等の設備、ごみを資源として生かすための基準を、建築基準法等のなかに盛り込む必要がある。

2 ごみ分別を誘導する政策を

事業系のごみを分別することで、営業者にとってメリットがあるような施策の実施を検討する必要がある。例えば、分別の実施度によりチケットやポイントを得るようにして、楽しみを与える方法もある。

3 リターナブル化推進策を

ビールびんに代表されるリターナブル化の促進を図る必要がある。メーカーの努力が求められるが、回収システムの構築など、行政が主導する役割に期待したい。リターナブル化に容易に取り組める環境づくりが求められている。

4 普及啓発

一般廃棄物の50%以上を占める事業系のごみについては、分別することによってごみ減量の効果があがることを、より積極的に啓発に努めるべきである。

（指導センターへのアピール）

1 生活衛生同業組合への指導

ごみ減量化問題は、一部の者が行っているだけでは効果が上がらない。多数の者が参加することが必要である。社会の大部分で、ごみ減量が当然のこととして認識されるようになるまでは、減量化の活動を続けて行かなくてはならない。そのために、指導センターは、生活衛生同業組合に対する指導・支援を続けていくことが大切である。

2 広報活動と情報伝達

個々の営業者がごみ減量に対する意欲はあっても、情報が不足すると活動が停滞したり、取り組みの効率が上らない場合がある。指導センターでは、ごみや環境問題に関する最新の情報を、機関誌等を通じてきめ細かく提供する必要がある。

（生活衛生同業組合へのアピール）

1 組合では、業種全体としての社会的なアピールと広報活動が望まれる。個々の営業者では、効果を上げにくいイメージアップ作戦も、組合が中心になって行えば影響力が大きい。

営業者のリーダーとして組合が動き、そこに各営業者が参加することによって、熱心でまとまりのある業界として、顧客の支持を得られるようになる。

2 組合がリーダーシップを発揮して、ごみ処理のための共同施設設置の可能性を検討することも必要である。業種ごとに特徴のあるごみの処理は、業種ごとにまとめることで、効率がよくなる。地域とも連携を取りながら、よりよい施設を作ることが必要である。

3 ごみ減量化の第一歩＝リデュースには、同業種の共同仕入が有効である。組合が調整役になって、可能なところから手がけていく必要がある。

4 情報収集と組合員への情報伝達を絶えず行う必要がある。

5 業界で共通して使う製品や機器などの製造、販売の業界と、ごみ減量について話し合う必要があり、また使用済み品の引き取りなどについて、業界リーダーとしての組合の力を発揮する必要がある。

（生衛業営業者へのアピール）

1 ごみの減量化に努めると同時に、再生品を利用していただきたい。再生品を使ってこそ、資源ごみを循環させたといえるのである。グリーンマークやエコマークを参考に、購買行動は常に再生品優先を心がけたい。

また、営業用の容器は出来る限りリターナブルなものを使用していきたい。

第3章 生衛業における「ごみ実態調査」について

1 調査の目的

「生衛業におけるごみ減量化」の検討を行うに際し、参考とすべき生衛業のごみの実態が把握されている資料はほとんど見当たらない。このため生衛業として対象となる飲食関係とサービス関係の17業種は、業種ごとに営業形態や内容が著しく相違するものと予想されることから、それぞれの業種のごみの実態について把握するためにごみ実態調査を行うこととした。今後、この調査結果を基に生衛業におけるごみ減量化に向けての具体的な検討を行うこととした。

2 調査方法

(1) 対象施設

生衛業での業種別のごみの実態を把握するため、17業種のすべてについて10施設を対象として調査を行うこととした。また、対象施設の都内での地区別バランスを取ることから、各業種ごとに23区内で7施設、多摩地区を3施設の選定を行った。

対象施設の選定にあたっては、平均的な施設の推薦を各組合の事務局に依頼した。

(2) アンケート調査

生衛業ごみ減量化推進検討委員会の検討を経てごみ実態調査票を作成し、郵送により対象施設に対し回答を求めた。内容については、17業種共通の調査事項及び業種ごとに特徴が把握できるものとした。

また、ごみの種類を大分類として、生ごみ類、油脂類、紙類、金属類、ガラス類、ビニール・プラスチック類、布類、危険物、その他のごみの大区分とし、それぞれの大分類を内容別に小区分とした。

さらに「ごみの発生や排出を少なくするための工夫、努力」、「ごみについての意見・感想」についての自由意見を求めた。

(ごみ実態調査票は、参考資料3⑧のとおり)

なお、ごみの排出量は、平均的な月の1か月分として記載することとした。

(3) 調査項目(参考資料：ごみ実態調査票のとおり)

- ア 営業施設の概要
- イ ごみの種類別の発生量
- ウ 分別状況
- エ 処理・搬出状況
- オ 処理経費
- カ 来客者の持ち込みごみの状況
- キ 自由意見他

(4) 調査日

第一回 平成11年9月20日

第二回 平成11年11月10日 未提出施設への再調査依頼

なお、記載内容について不明のものについては、一部について電話にて再照会を行った。

3 集計方法

(1) 個々の業種ごとの集計を基本としたが、調査事項によっては、飲食関係では、氷雪販売業を除いて一本化し、また、サービス関係では、理容と美容を一本化した。

(2) 調査事項によっては、営業用と家庭用を併せて集計したが、内容によっては営業用と家庭用と分けて集計した。

(3) 容量による報告は、生ごみ類、金属類は1リットルを1Kg、その他は1リットルを0.4Kgとして換算した。

4 調査結果

(1) 回答数と営業施設の概要

ア 回答数

再調査を含めて回答のあった施設は、127施設（74.7%）であった。

なお、業種別の回答数は、下表のとおりである。

イ 主たる営業と従たる業務（副業）

主たる営業の他に、同一の営業施設内で副業等の従たる業務を行っている施設は、下表のとおりであり、飲食関係については、本業に関連する副業が多くみられるが、喫茶飲食では飲食店を主たる営業とするものが多い。また、冰雪販売業では、生衛業種と関係のない異種の副業を行っているものもみられる。

	組 合 名	回 答 数	従 たる 業 務
飲 食 関 係	鮭 商	8	仕出し、和食料理
	麵 類	8	————
	中 華 料 理	8	————
	社 交 飲 食 業	9	割烹、中華
	料 理	5	惣菜販売
	飲 食 業	8	割烹、スナック、焼きとり、惣菜
	喫 茶 飲 食	7	主たる業種：飲食4。従たる業種：和菓子、居酒屋他
	食鳥肉販売業	6	惣菜販売
	食 肉	9	惣菜販売2
	氷雪販売業	9	不動産、ドライアイス2、貸しおしぼり2、
サ ー ビ ス 関 係	理 容	9	————
	美 容	7	————
	興 行	9	売店9、
	ホ テ ル 旅 館	4	レストラン2、割烹
	簡 易 宿 泊 業	4	————
	公 衆 浴 場 業	8	飲食
	ク リ ー ニ ン グ	9	————
合 計	127	————	

ウ 定員・客席数及び従事者数

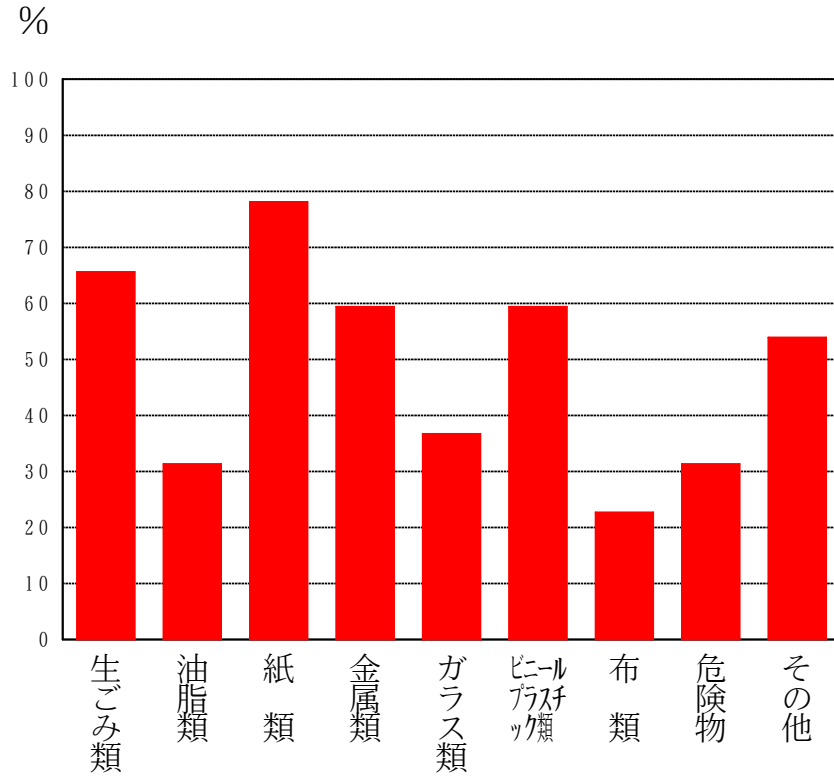
飲食関係の平均の定員・客席数で予想外に多いものとなっている。従事者数は料理、ホテル旅館が多く予想どおりといえる。理容、公衆浴場業、食鳥肉販売業、クリーニングの順に従事者数が少なく、家族従業員による構成で生業的な業種と考えられる。

業 種	定員客席数、平均：人	従事者数、平均：人
鮨 商	54.6	5.9
麵 類	39.3	6.8
中 華 料 理	71.9	7.1
社 交 飲 食 業	32.2	7.9
料 理	78.8	25.8
飲 食 業	49.4	8.6
喫 茶 飲 食	33.9	9.0
食鳥肉販売業	—	3.5
食 肉	—	11.8
氷雪販売業	—	15.0
理 容	3.6	3.3
美 容	7.3	5.1
興 行	554.0	16.0
ホ テ ル 旅 館	75.5	21.8
簡易宿泊業	49.0	4.5
公衆浴場業	—	3.3
ク リ ー ニ ン グ	—	4.3
平 均	—	9.3

エ ごみの種類別の回答数

17業種を通してのごみの種類別の回答数は、排出する9区分のうち紙類の回答が最も多く、次いで生ごみ類、金属類及びビニール・プラスチック類となっており、最も少ないものは布類である。

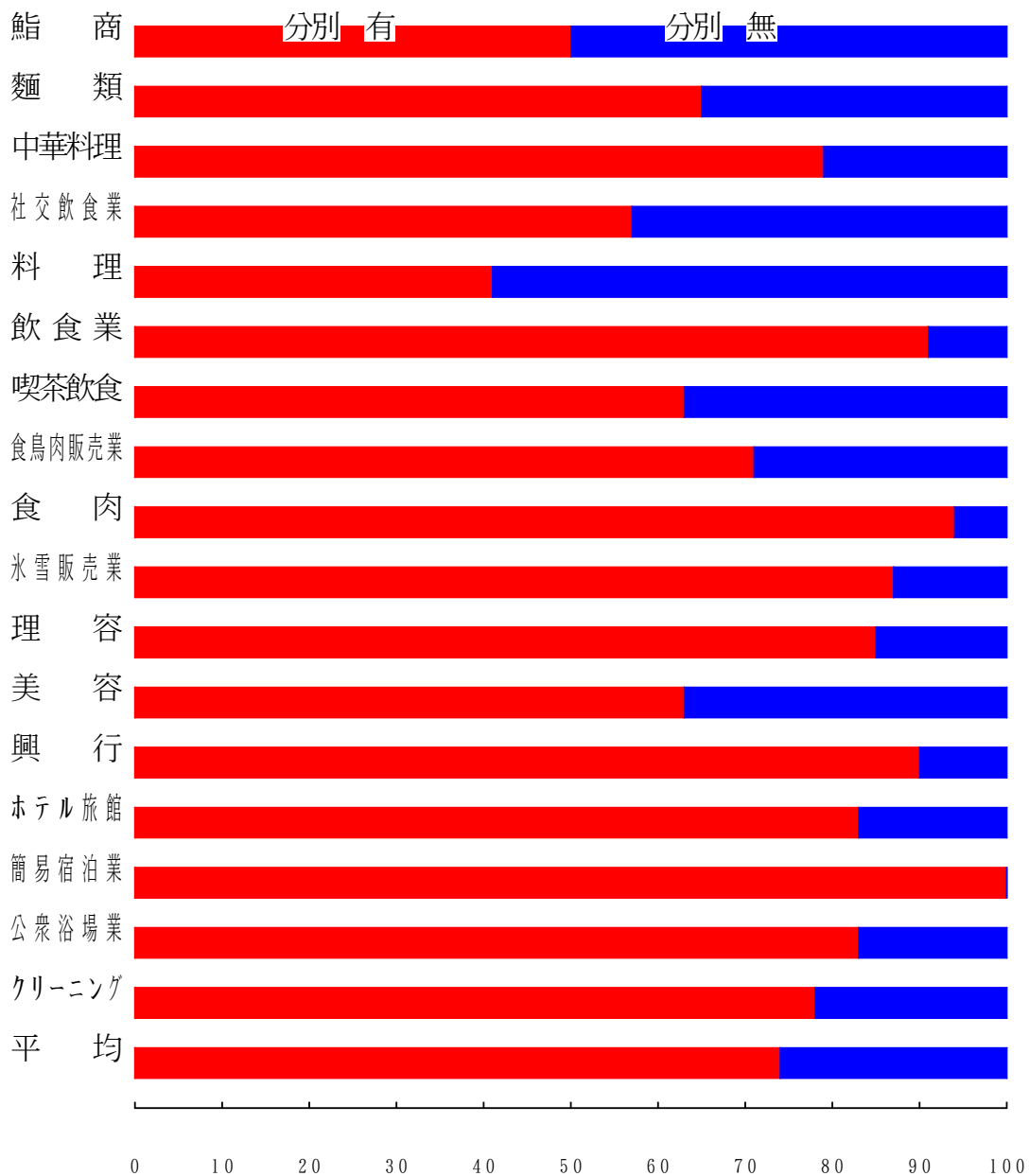
ごみの種類別の回答率



(2) 営業用と家庭用との分別割合

ごみを営業用のごみと家庭用のごみと分別している施設数は、全体では74%の施設であり、業種別で分別割合の高いのは、簡易宿泊業で100%、次いで食肉、飲食、興行の順であり、営業施設が独立している業種は高くなっている。また、最も低いのは料理の41%、次いで鮭商、社交飲食業の順となっている。低い傾向のある業種は、営業施設と自宅との併設の為と考えられる。

営業用と家庭用の分別 有 無



(3) ごみの種類別の内容別構成割合

業種別に生ごみ類、紙類、ビニール・プラスチック類、その他について、その内容を比較すると、業種による特徴がみられる。

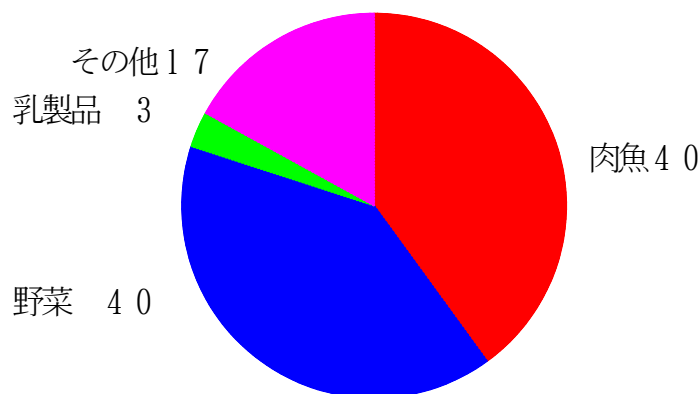
生ごみ類では、飲食関係の業種に多く、サービス関係ではレストラン等を持つホテル旅館を除き他の業種での報告はない。生ごみ類の内容からみると、肉魚では鮭商で85%と高く、次いでホテル旅館、飲食業の順である。肉魚に比べて野菜類が多いのは、麺類、社交飲食業、喫茶飲食で提供する食品に関係すると考えられる。

紙類では、雑誌で美容が77%と極端に高く、次いで簡易宿泊業であり、段ボールでは、食肉、飲食業の順となり、新聞では社交飲食業が高い率であり、それぞれの営業内容が影響していると考えられる。

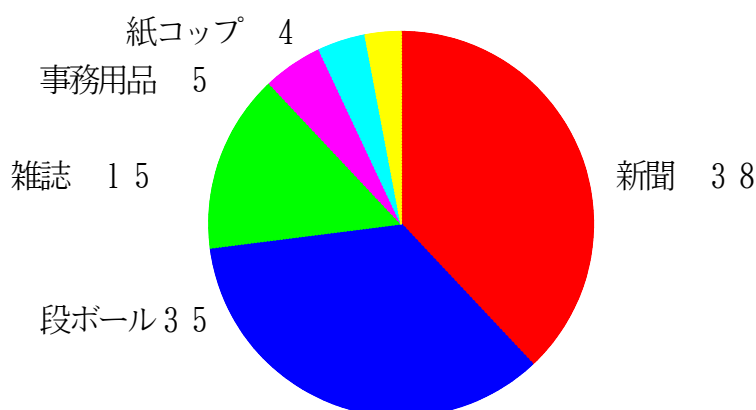
ビニール・プラスチック類でのペットボトルは、興行で82%と著しく高く、自動販売機、持ち込み等の影響と考えられる。

その他のごみでは、麺類と飲食業で割り箸が高く、食肉と冰雪販売業では従業員のたばこの吸殻、理容・美容で毛髪が著しく高く、90%を超えている。また、公衆浴場業、ホテル旅館でのカミソリ、歯ブラシ、公衆浴場業での燃え殻・灰が見られている。

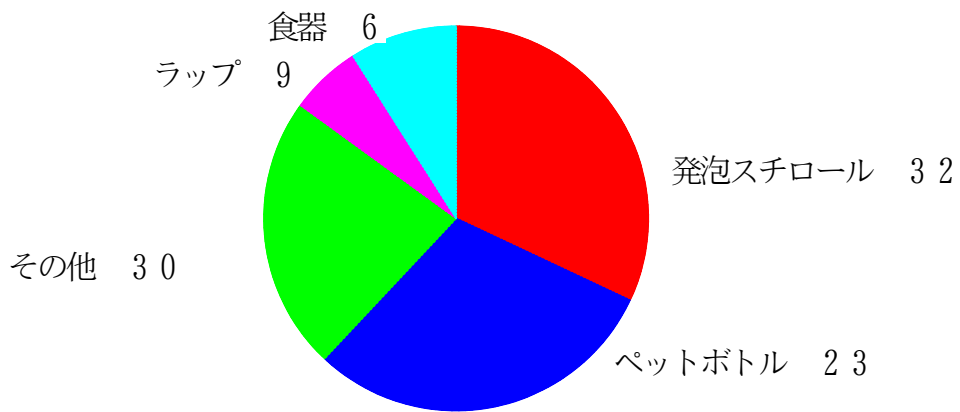
生ごみ類の内容の比率 (%)



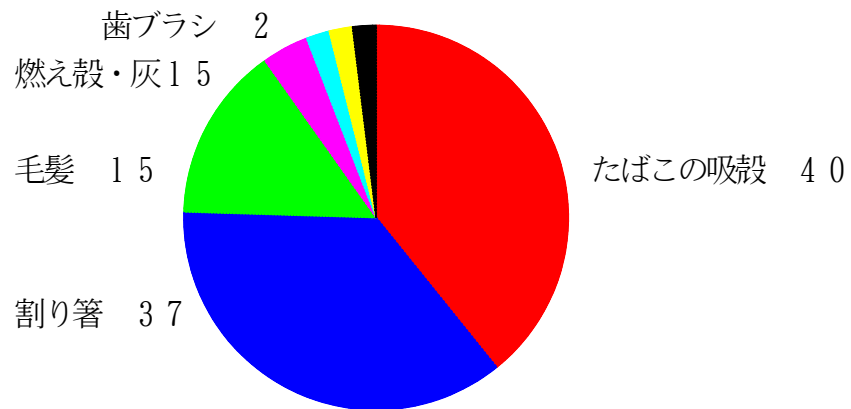
紙類の内容の比率 (%)



ビニール・プラスチック類の内容の内訳 (%)



その他のごみの内容の内訳 (%)



(4) ごみの処理方法

排出するごみの一次的処理については、ごみの種類によって著しく異なっている。家庭用ごみを含めて、ごみの種類別に見ると次のとおりである。

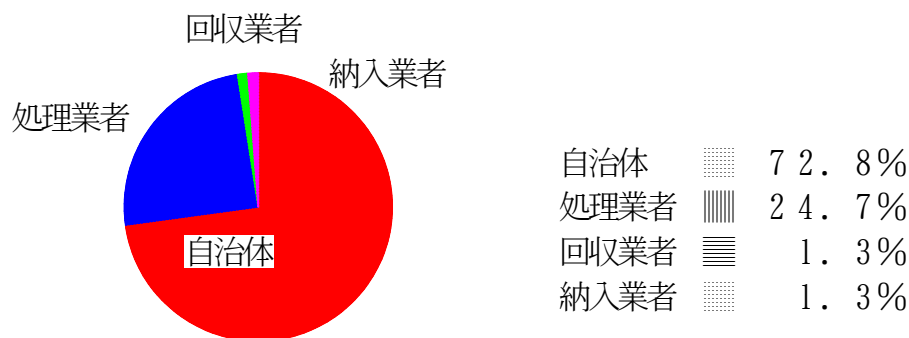
○ 生ごみ類

生ごみ類の処理先は、自治体が主であり全業種の施設数の72.8%を占めており、次いで有料による処理業者の処理が24.7%となっている。従って、98%は自治体及び有料の処理業者によつての処理とされている。その他、回収業者と納入業者での処理は、各1件のみであり、売却や自家処理等の報告はなかった。

また、生ごみ類の堆肥化や豚の飼料等の再利用等に用いられている報告はみられないが、処理業者が堆肥化や豚の飼料等の再利用に向けているか否か不明である。

業種別の特徴としては、有料での処理業者によるものは、ホテル旅館で60%、飲食関係が23.4%となっている。

生ごみ類の処理先の比率 (全業種) (%) (n=81)

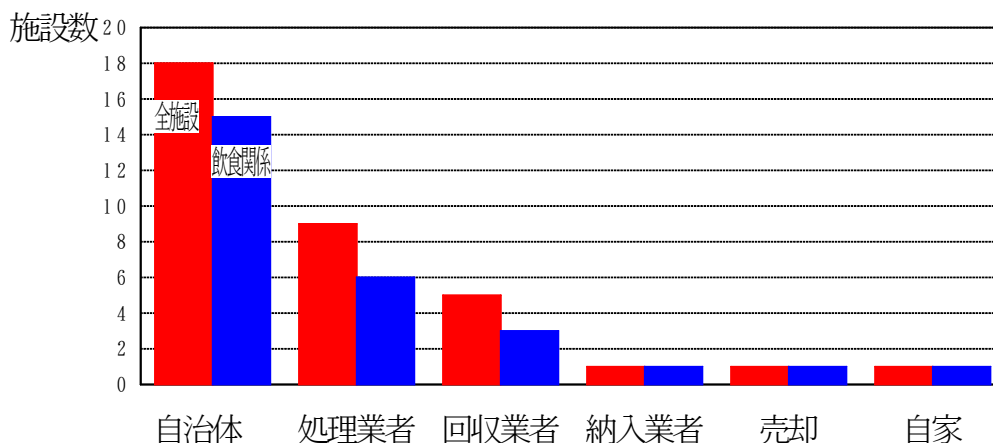


○ 油脂類

生衛業では、調理等として用いられる油脂が主であり、51.4%が自治体による処理とされている。有料による処理業者への排出も23%あり、回収業者による処理も1割ある。回収後は専門業者により何らかに再利用されているものと推測される。

また、自家処理1件(社交業)があるが、詳細は不明である。サービス関係については、排出がほとんど見られない。

油脂類の処理先の比率 (n=35) 全施設と飲食関係



○ 紙類

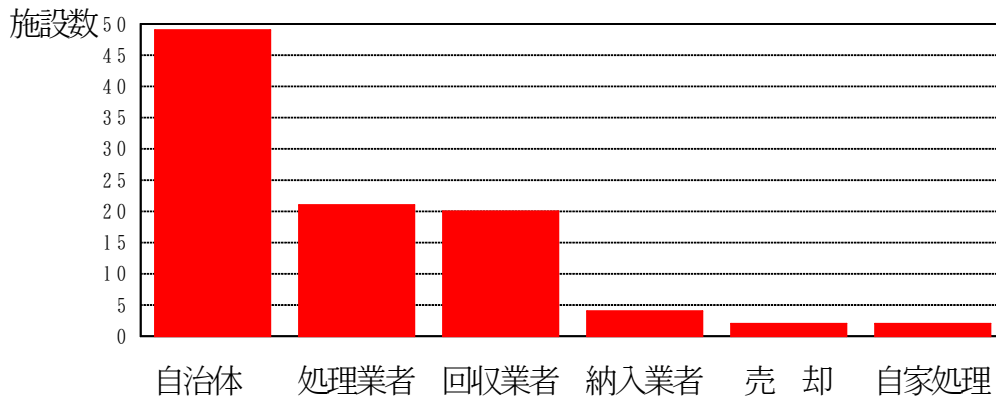
半数の50%が自治体による処理であり、次いで処理業者及び回収業者がそれぞれ20%強である。他と比較して、紙類は回収業者に出している率が最も高い。

自治体処理、処理業者及び回収業者等とも回収後はリサイクルされていると想定される。食肉で新聞とチラシを売却処理，中華料理で新聞とチラシの再利用の各1件がある。

また、処理業者への処理は有料によるものが76.2%であり、他は無料となっている。さらに、回収業者への処理は、無料が95.0%を占め、他は有料となっており、特徴が見られる。

さらに、売却処理しているものが4%、自家処理しているものも4%みられる。

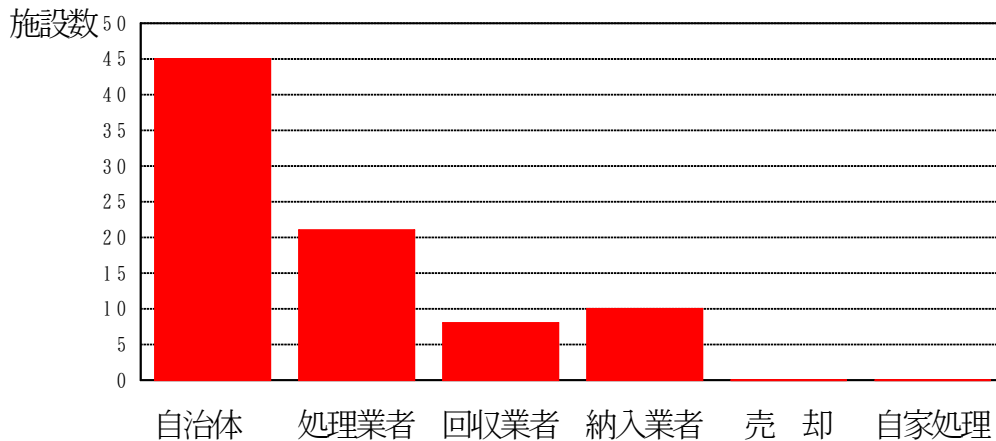
紙類の処理先 (n=98) 全施設



○ 金属類

半数近くの54%が自治体で処理しており、12%が納入業者に渡している。

金属類の処理先 (n=84) 全施設

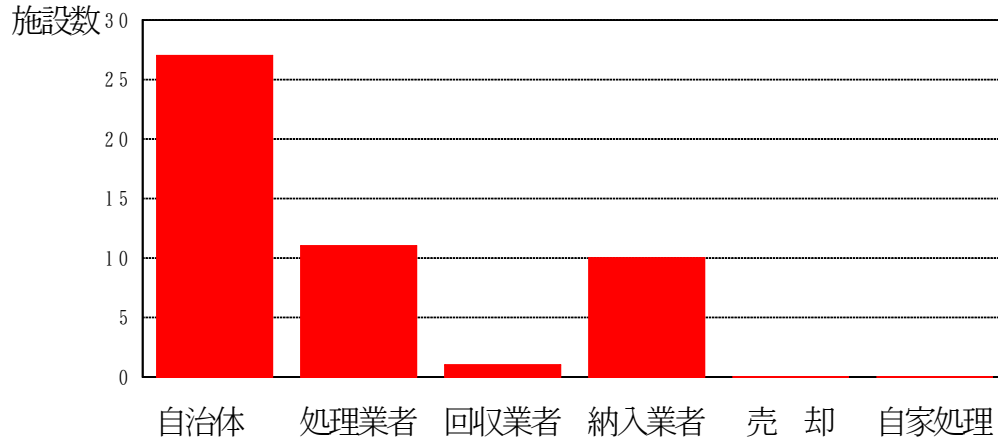


○ ガラス類

自治体での処理は、55%であり、納入業者での処理は20%あるが、具体的な内容は不明である。

ガラス類の処理先 (N-49)

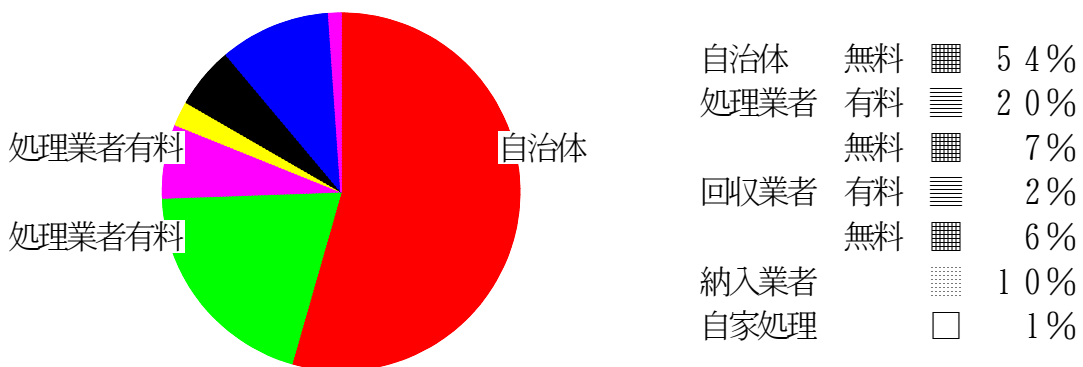
全施設 □



○ ビニール・プラスチック類

半数以上の54%が自治体が処理しており、その他処理業者、回収業者、納入業者等と多岐にわたっている。自家処理1件については、美容でペットボトルの自家処理1件あるが、内容は不明である。

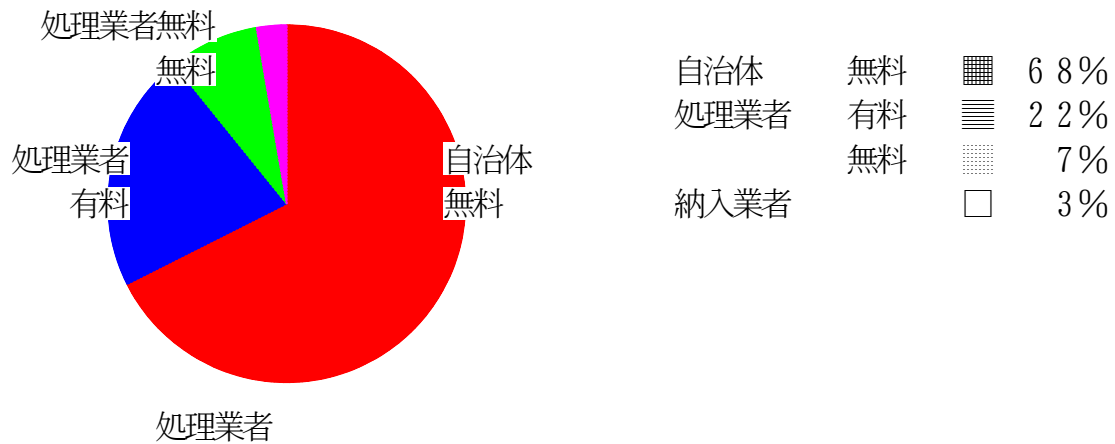
ビニール・プラスチック類の処理先 (%) (N-90)



○ 危険物

68%が自治体で処理しており、次いで処理業者となっている。

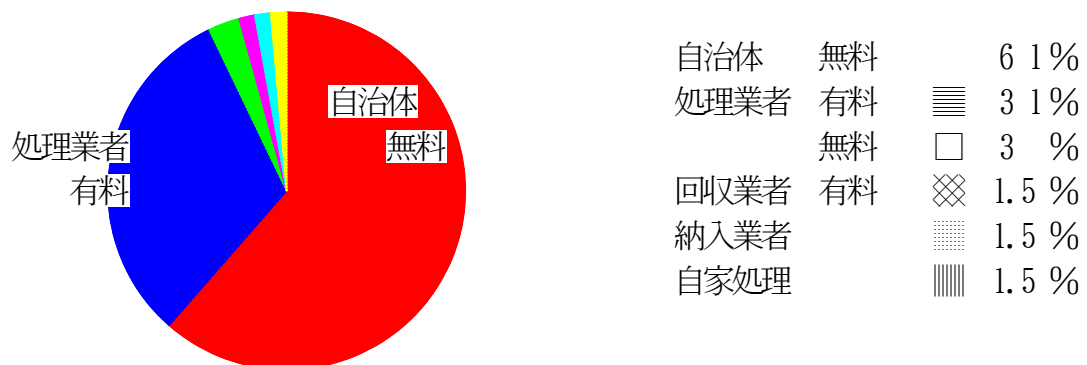
危険物の処理先 (n-37)



○ その他のごみ (割り箸、たばこの吸殻、毛髪、歯ブラシ、燃え殻、その他)

自治体での処理が61%で、有料による処理業者が31%となっている。また、理容でたばこの吸殻を自家処理しているが、詳細は不明である。

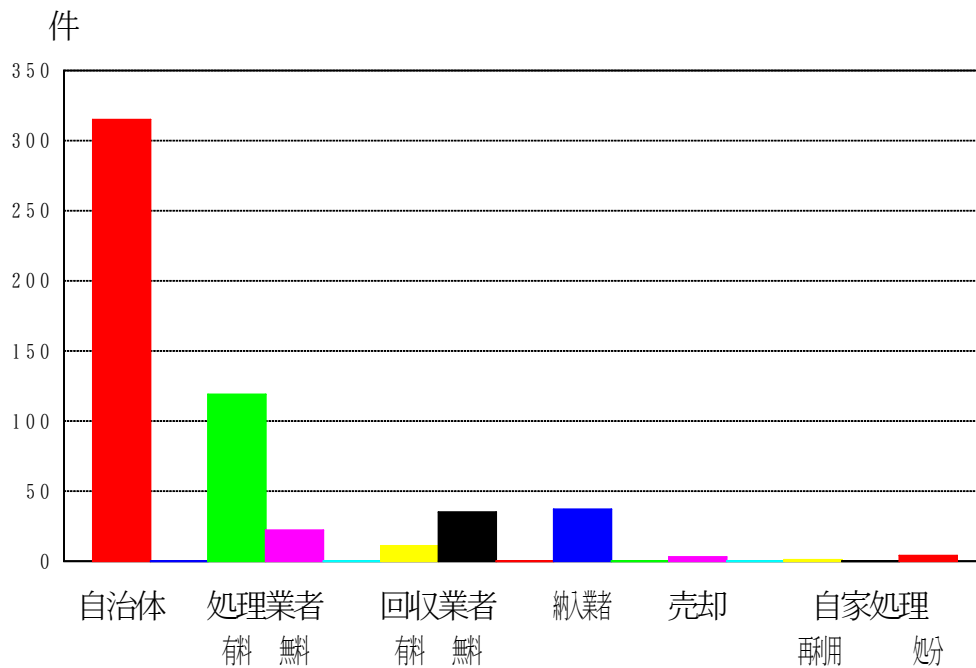
その他のごみの処理先 (n-50)



○ 生衛業全体のごみの処理先

ごみ全体で見ると、自治体への処理が最も高く57.6%となっており、ごみの半数以上は地方自治体へ依存しているといえる。処理業者へは約4分の1の25.8%である。回収業者へは8%となっている。次いで、納入業者が6.8%である。今回の調査で最も関心のあった自家処理による再利用と処分は、わずか1%に満たなく5件のみであった。

ごみの処理先 (全体) (n=547)

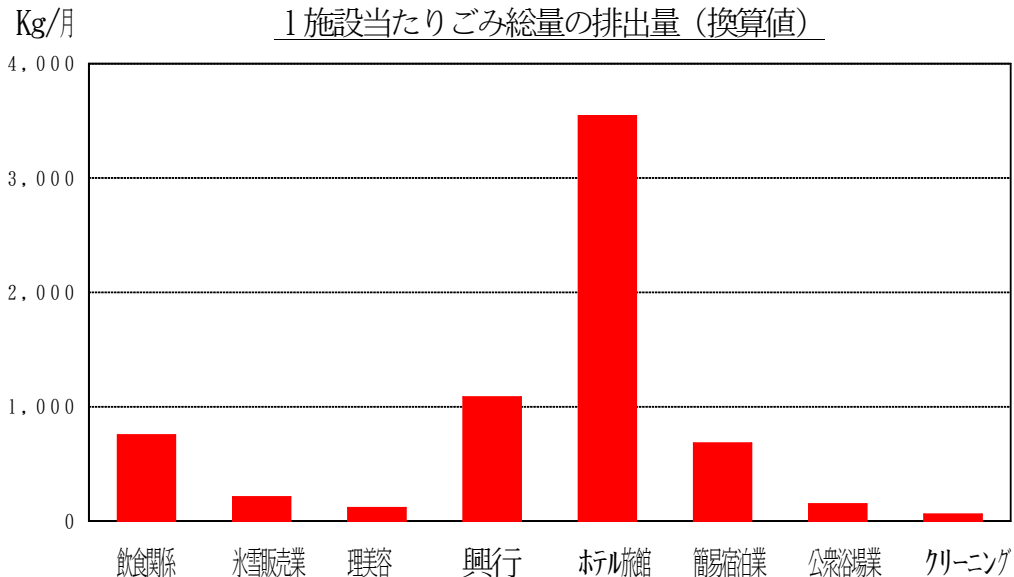


(5) 1施設当たり及び従業員1人当たりのごみ排出量

・ 1施設当たりのごみの排出量

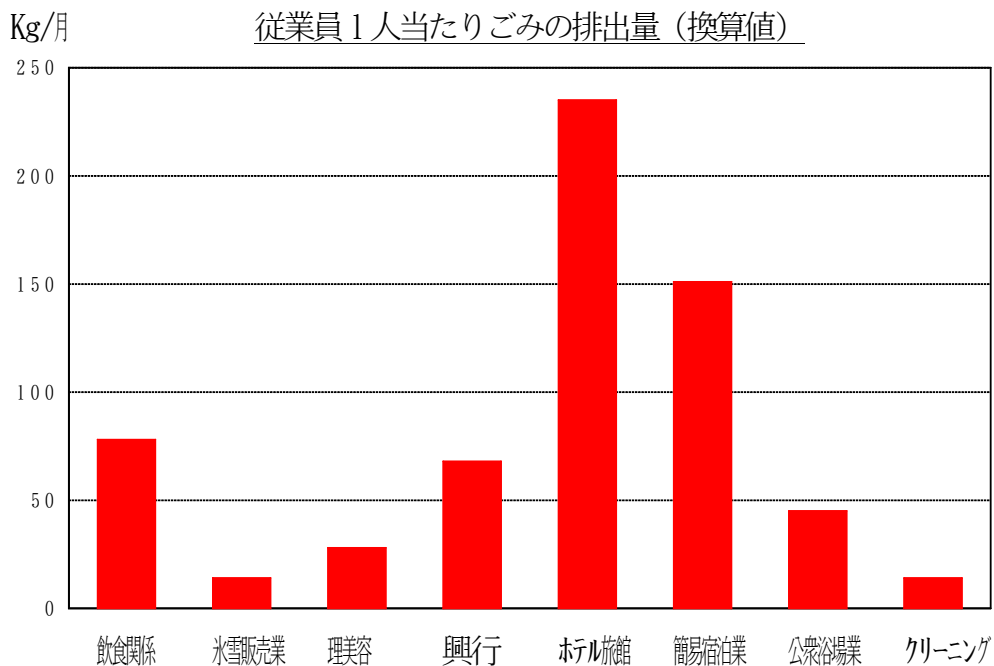
最も高いホテル旅館が月に3,542Kgと極端に高く、副業であるレストランからの生ごみの排出量が影響していると思われる。

次いで興行の1,083Kg、次いで飲食関係の752Kgである。最も少ないのは、クリーニングの59Kgでホテル旅館の1/60と少なく、次いで理容美容となっている。



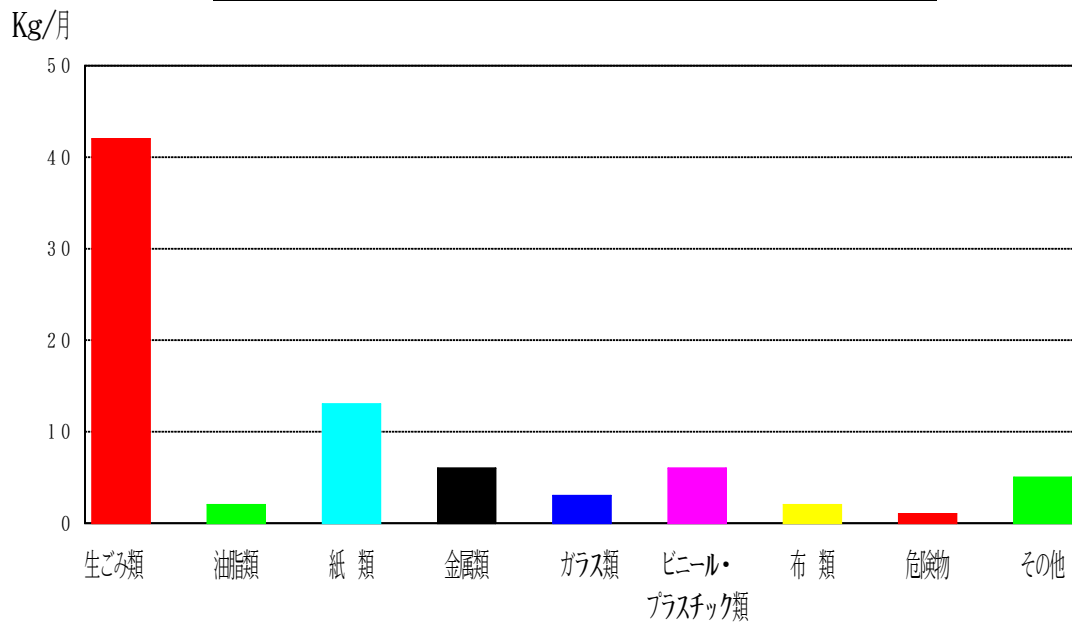
・ 従業員1人当たりのごみの排出量

従業員1人当たりのごみ排出量を見ると、最も高いのは、ホテル旅館の236Kgであり、次いで簡易宿泊業の151Kg、次に鮎商の78Kgである。また、少ないものは、クリーニング及び冰雪販売業の14Kgである。

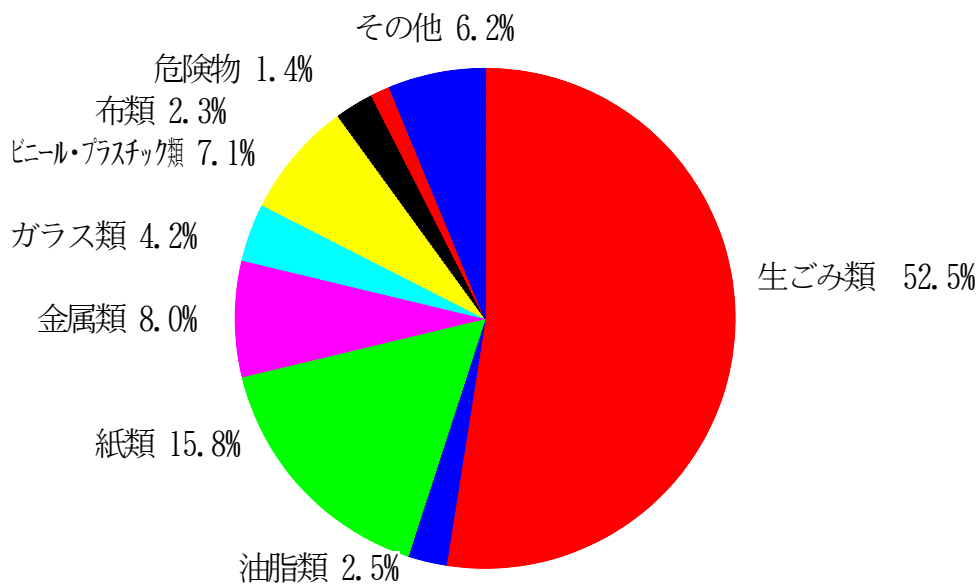


- 全業種の種類別の従業員1人当たり平均のごみ排出量
最も高いのは、生ごみ類の42Kgであり、次いで紙類、金属類となり、少ないのは危険物の1Kgと生ごみ類の約1/37である。

種類別の従業員1人当たり平均のごみ排出量（換算値）



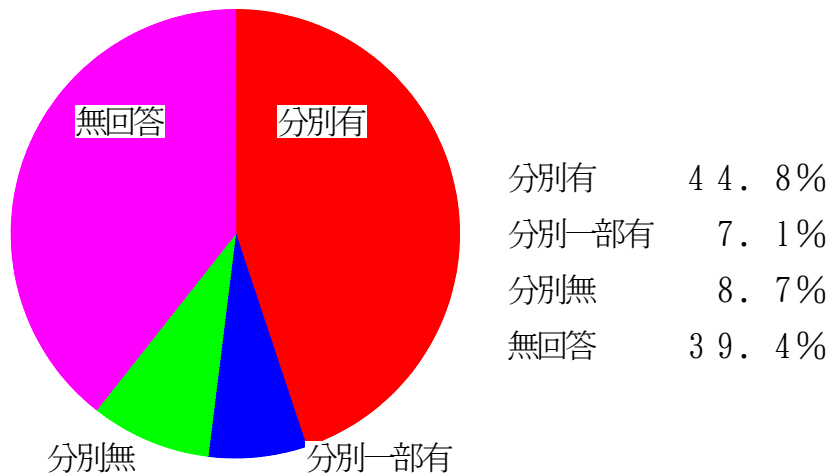
- 同：全業種の種類別の従業員1人当たり平均のごみ排出量（構成比%）



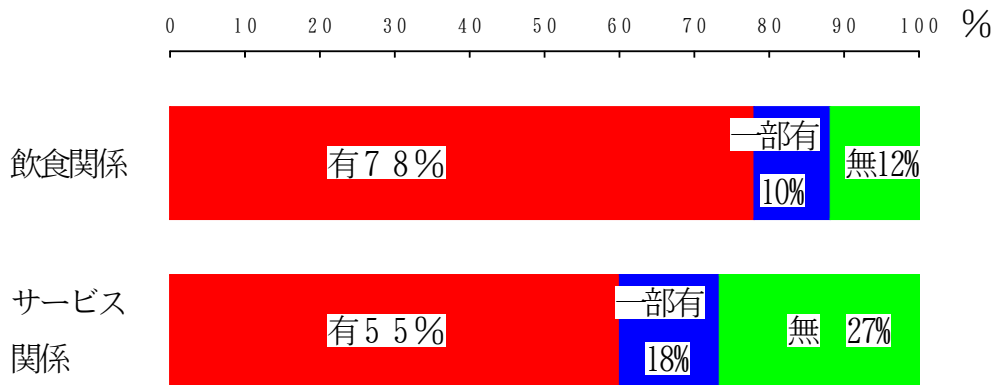
(6) ごみの種類別分別状況

生ごみ類、油脂類、紙類、金属類、ガラス類、ビニール・プラスチック類、布類、危険物、その他のごみを、それぞれの種類について別々の分類している否かの状況について見ると、飲食関係については、分類が有が78%であり、一部有を含めると88%となっている。一方、サービス関係では、分類が有が55%で、一部有を含めると73%である。無回答が多く、このことから両者での差があるものと想定される。

ごみの種類別の分別状況 (n=127)



ごみの種類別の分別状況での飲食関係とサービス関係の比較 (n=127)

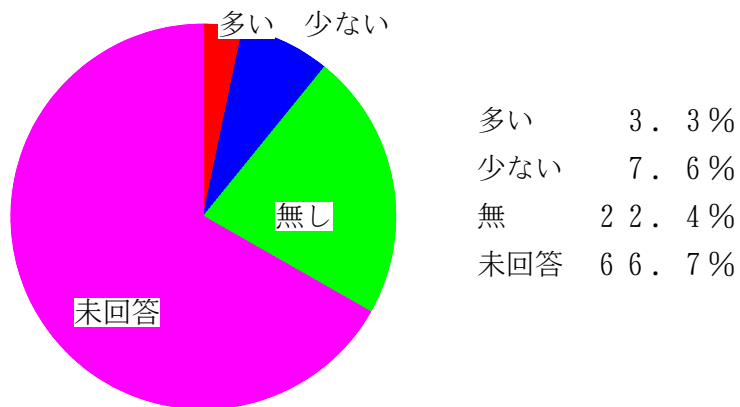


(7) 持ち込みごみの状況

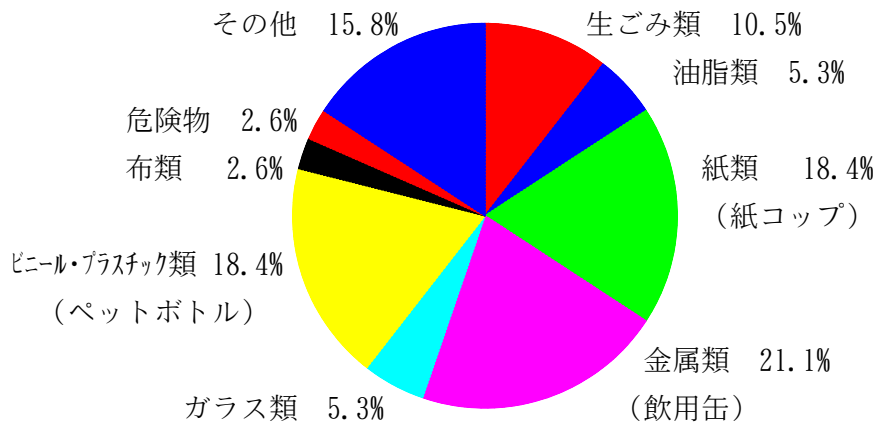
来客者が営業施設内に外部からごみを持ち込む状況が「多い」と回答えた業種は、社交業、興行、ホテル旅館、簡易宿泊業、公衆浴場業である。また、「無し」と回答した業種では、食肉、食鳥肉販売業となっている。

また、来客者の持ち込みが「多い」と回答のあったごみの種類は、金属類（飲用缶）、紙類（紙コップ）、ビニール・プラスチック類（ペットボトル）などである。

来客者の持ち込みごみの量の回答施設数



来客者の持ち込みのごみの種類（多いと回答した施設数）



(8) 自動販売機の設置とごみ排出量の関係

自動販売機の設置状況は、興行と簡易宿泊業で100%と業種の特徴からみても全施設に設置されている。次いでホテル旅館と公衆浴場業が設置率は高く、一方、飲食関係では鮎商の1件のみである。

業種	鮎商	食肉	氷雪販売業	興行	ホテル旅館	簡易宿泊業	公衆浴場業
設置施設	1	1	3	9	4	4	6
設置%	12.5	11.1	33.3	100	80.0	100	75.0

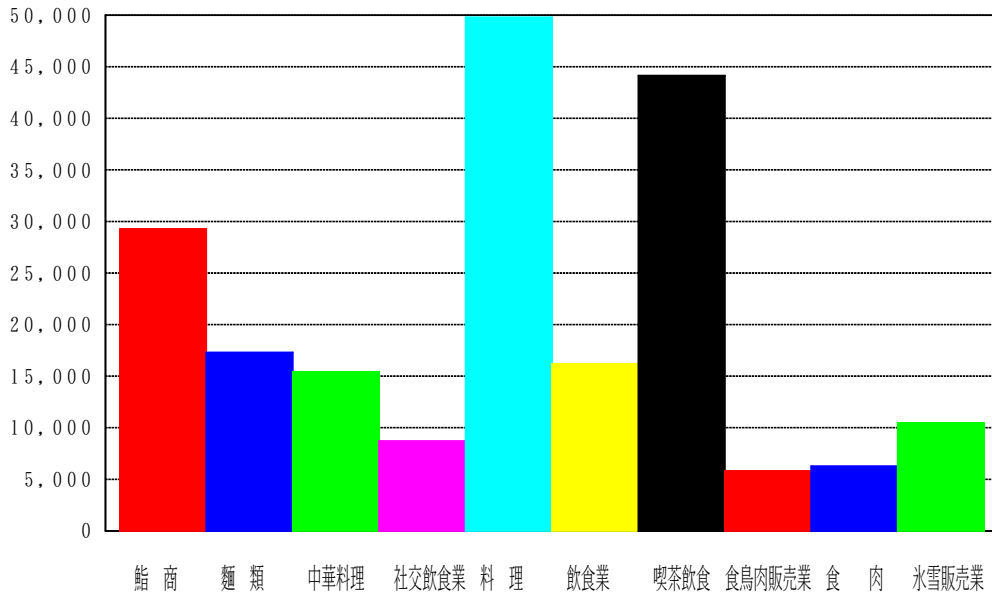
自動販売機の設置によつての排出されるごみの量への影響の有無については、設置施設と設置していない施設での、紙類、金属類、ガラス類の3種の排出量を比較したが、有意の差は全く見られなかった。

(9) ごみの処理費用

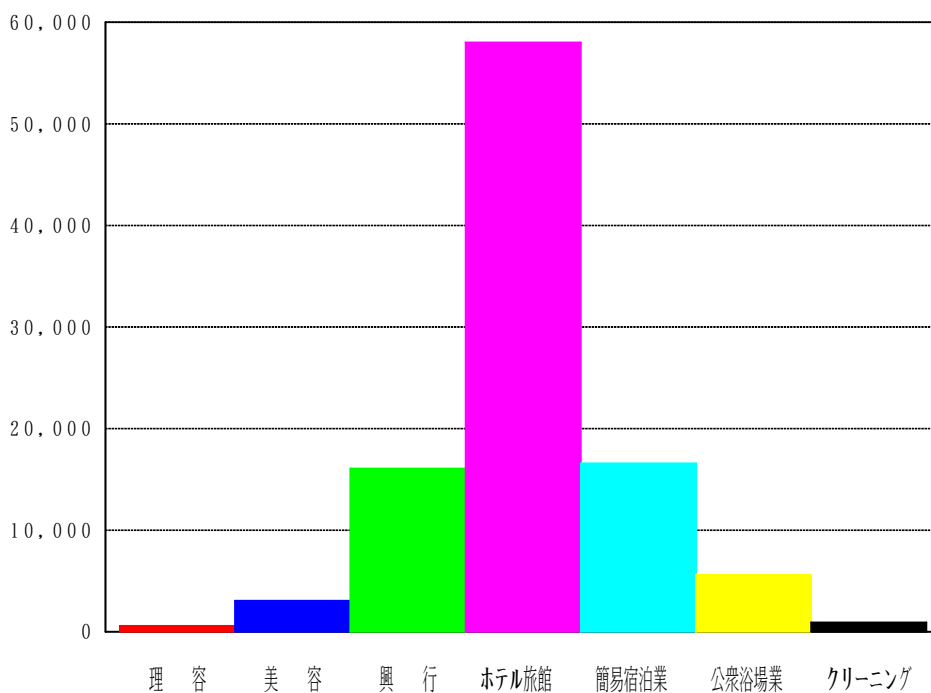
1施設当たりのごみの処理費用をみると、平均で月16,439円である。最も高い処理費用を掛けているのは、ホテル旅館で58,023円であり、次いで料理、喫茶飲食の順となっている。最も低いのは理容で584円で、次いでクリーニングとなっている。

○ 1施設当たりのごみの処理費用（月額）

1施設当たり飲食関係のごみの処理費用（月額：円）



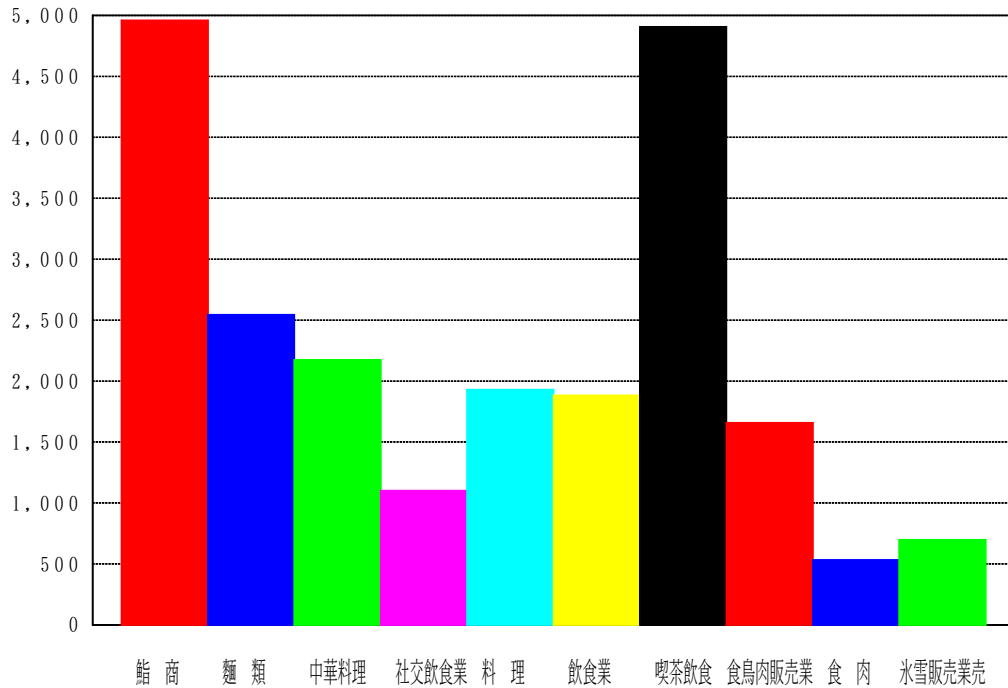
1施設当たりサービス関係のごみの処理費用（月額：円）



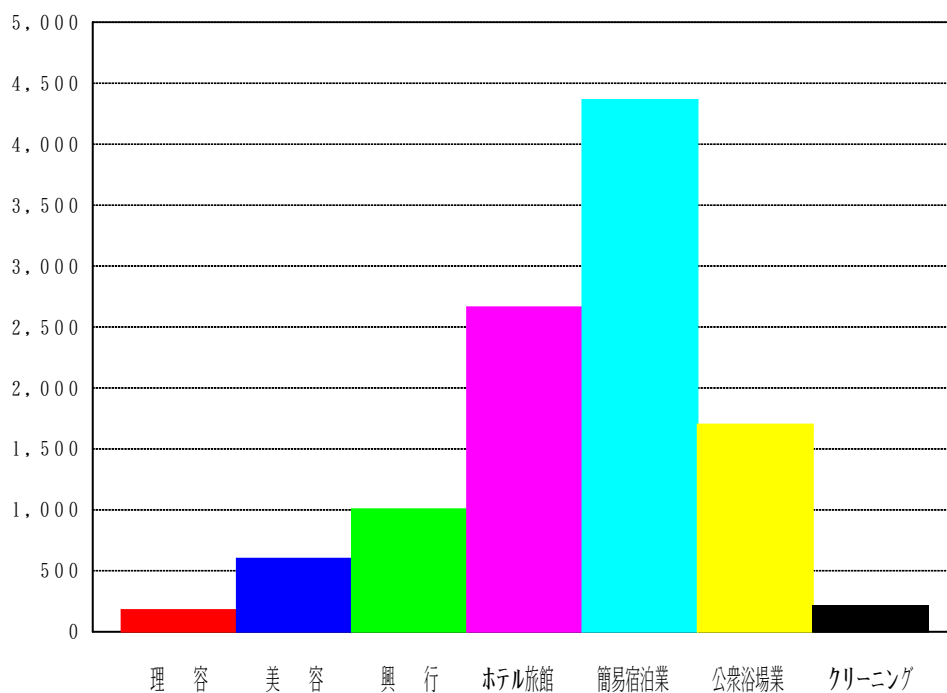
○ 従業員1人当たりのごみの処理費用

従業員1人当たりの処理費用として換算すると、鮭商の4,959円が最も高く、次いで喫茶飲食となっている。飲食関係の平均は、2,258円であり、最も低いのは、理容の177円、次いでクリーニングとなっている。

従業員1人当たり飲食関係のごみの処理費用（月額：円）



従業員1人当たりサービス関係のごみの処理費用（月額：円）



(10) ごみの減量化に関する営業者の意見と要望（実態調査の意見から）

（ごみ減量化にどんな努力と工夫していますか？）

(1) 減量化に関するもの

— 営業の上で —

- ・ 割り箸の利用を控えた営業形態にしている。（喫）
- ・ 必要以外の包装はしない。（喫）
- ・ 最近は、お客様で買い物袋やかごを持参する方が多くなってきた。当店も過剰包装等を控えめにしている。（肉）

— 仕入れなどで —

- ・ 発泡スチロールの箱は使わず「かご」へ直接入れて運ぶ。（鮭）
- ・ 買い物をするとき、必要以上の包装を断る。（麺）
- ・ 仕入時に余分な袋を断る。（社）
- ・ 買い物の時、包装、ダンボール等に入れての配達を断る。（飲）
- ・ スーパーでトレイをその場で置いてくる。（飲）
- ・ 市場である程度仕込みをする。（鮭）
- ・ 発泡スチロールは、できるだけ魚河岸に置いてくるようにしている。（鮭）
- ・ 発泡スチロール等は、市場の処理場に持ち込むようにしている。（飲）

— 納入に際して —

- ・ 納入業者と話し合いの上で、使用後回収してもらう。（麺）
- ・ なるべく納入業者に回収してもらうようにしている。（料）
- ・ 薬液、シャンプーのボトル等は、なるべく納入業者に持ちかえらせるようにしている。不必要なケース・容器類も出来るだけ業者に返し、中身だけ貰うようにしている。（美）
- ・ ガリの缶や箱類は、仕入れ業者に引き取ってもらう。（鮭）
- ・ 発泡スチロール、びん類等は、納入業者へ引き渡してごみの減量に努めている。（飲）
- ・ 段ボールは、業者に返品している。（肉）
- ・ 野菜等の容器は、納入業者に持ち帰ってもらう。（麺）
- ・ 瓶類、コーラ、炭酸飲料の空きびんは、業者が回収する。（喫）

— その他 —

- ・ 飲料缶、ペットボトル等は、つぶして捨てる。（社）
- ・ こまかな紙くずやごみは、できるだけ家で燃やし、灰は庭のすみにまく（理）

(2) 分別に関するもの

— お客に対して —

- ・ ごみ箱に「燃えるごみ」・「燃えないごみ」・「空き缶」・「ペットボトル」とシール貼りし、お客に自主的に区分をしてもらっている。（興）
- ・ 上映各回毎、劇映画開始前に、スクリーン上で「リサイクル運動に協力をー」を15秒CFを流し、少しでも注意を向けてもらうようにしている。（興）

— 営業の上で —

- ・ 極力ごみの分別を心掛けている。（麺）
- ・ 割り箸などは、まとめて縛って捨てる。（飲）
- ・ まめに仕分けしている。（飲）
- ・ ポリ袋は、出来るだけ再利用し使用済みになったら洗って分別して出している。（肉）

—従業員へ—

- ・ 「紙類」「プラスチック系」「びん・缶」「残飯」「その他可燃」と6つにごみを分別し、従業員の意識の向上を図っている。(ホ)
- ・ 従業員が捨てる際、ごみ袋の中を確認し、分別違いを取り分ける。(興)

—設備構造の上で—

- ・ ごみが出た時点で、可燃・不燃と直ちに分類処理する習慣をつける。分類の場所を作っておくことが大切である。(浴)
- ・ 家主の分別がかなり細かいので、まず、それに合わせて捨てるようにしている。(興)

再利用に関するもの

—営業の上で—

- ・ 野菜屑もスープをとる。(鮭)
- ・ パンなど売れ残った商品は、再びパン粉にして、別の製品を作って売る(喫)
- ・ 常に資源なるよう考えている。使える品物は、何回でも使う工夫をしている。(ク)

—有効利用に—

- ・ 買換えをせず、古い物を直しながら使用している。(氷)
- ・ 揚げ物の油を捨てることなく、再利用している。(麵)
- ・ 割り箸は、冬季の早朝ラジオ体操の暖の足しにしてもらう。(麵)
- ・ タオルは、雑巾として利用している。(氷)
- ・ 段ボールは、荷物を送るとき使用している。(氷)
- ・ 裏白の紙は、メモとして使っている。(氷)
- ・ 事務用紙は、両面を使用してから排出するようにしている。(ホ)
- ・ コピー用紙の裏を試し刷りやメモに使用する。(氷)
- ・ タオルは4～6月毎に取り替えるので、塗装業者・吹付業者に持って行ってもらう。(理)

—リサイクルに—

- ・ ほとんど家庭でリサイクルしている。(ク)
- ・ アルミ缶、スチール缶、びんなどは、分別してリサイクルに出す。(喫)
- ・ 有価物回収を利用する。(理)
- ・ 古紙、段ボール、ペットボトルは、リサイクルしている。(中)
- ・ 資源は、リサイクルしている。ペットボトル、缶類等、本、段ボール(美)
- ・ 新聞、牛乳パックは、リサイクルへ。(喫)
- ・ 缶類、ペットボトル、雑誌、新聞等はリサイクルに出している。(氷)
- ・ 段ボール、新聞紙、雑誌、びん、缶、発泡スチロール他容器など自治体、商店会、スーパーで回収している所へ極力出している。(ク)
- ・ 紙製品も整理して商店街や町内会に供出してリサイクルに(鮭)

(4) その他

- ・ 映画館への持ち込みを禁止し、職員にも指導している。(興)
- ・ 清掃会社に良い提案等を聞き、前向きに対処している。(興)
- ・ なるべく店にごみを持ち込まない。(鮭)

(ごみについて、意見や感想がありましたら?)

(1) 減量化に関するもの

——包装・容器について——

- ・ 過重包装を止める。(肉)
- ・ 無駄な包装が多すぎる。(喫)
- ・ テイクアウトの空容器が多い、買った人が始末できないものであれば、売る側で対策を考えてもらいたい。(理)

——意識・マナーについて——

- ・ ごみを減らすことは非常に難しい。一人ひとりのマナーの問題だと思う(興)
- ・ ごみと言うけれど、総て資源であり、お金である。物とお金を大切にすれば、ごみも出なくなる。一人ひとりが良く考えて、出来ることからごみ減量化作戦を。(喫)

(2) 分別に関するもの

——分別の基本について——

- ・ 基本的には、生ごみ、燃えるごみ、燃えないごみを分別することが、肝心である。(喫)
- ・ 燃えるごみ、缶、ペットボトル、ガラス等に区分することを基本にしている。(興)
- ・ ごみは分別し、資源回収に協力することが、基本的なことと思う。(飲)

——区分の徹底・広報について——

- ・ 出来るだけごみ区分を徹底し、リサイクルしやすいよう各事業所・店等が努力すべきである。(興)
- ・ 紙ゴミと缶・びん類だけでも注意を喚起できれば、後処理が楽になる。(興)

——経費について——

- ・ 店と家庭が一緒のため、事業系と家庭ごみは、分別していないので、経費は余計かかる。(料)

——その他——

- ・ 会社と賃貸用アパートの併用なので、少量を家庭ごみともに出す。(氷)
- ・ 一見燃えないごみの様な容器でも、材質が紙と同様に燃えますと表示されている物があるので、表示を確認し、処理する。(肉)
- ・ 消防署の指導で灰皿に水を入れているため、ビル側で分別する際に、水を切っているようである。(興)

(3) 再利用に関するもの

——リサイクルについて——

- ・ 使い捨てではなく、再生して丈夫な品質にする。くりかえし使用しても安心出来る様に願いたい。(ク)
- ・ 資源ごみは必ずリサイクルに出すよう努め、それに伴い自治体もガンバッテいると思う。(鮭)
- ・ 来年より区に移管されますが、リサイクル出来る物は出来るだけ再利用すべきである。(麵)
- ・ リサイクルに興味のある人はとても多いと思います。システムをきちんとすれば、ごみは少なくなると思います。(美)
- ・ 八王子市の場合、ルールを守ることがリサイクルの第一歩としてPRしている。(浴)

(4) 搬出・収集・回収に関するもの

——回収方法・場所について ——

- ・ ペットボトル、発泡スチロール、牛乳パック等有効利用できるものの回収場所が少ない。(理)
- ・ コンビニやスーパーのペットボトルやトレーの回収は、とていもうまくいった例だと思う。(ホ)
- ・ コンビニ容器が多く出るので、ビニール・プラスチック系のリサイクルに力を注ぐことが良いのではないかと思う。(興)
- ・ 回収方法が定まらないと分けても途中で可燃ごみ、不燃ごみ、程度にまた一緒になってしまう気がする。(ホ)
- ・ ごみを出す側の意識と、回収する側の意識や方法・技術などの向上がかみあわないとうまくいかないと思う。(ホ)
- ・ 事業系のごみの中にリサイクルできるものがあるが(びん・缶など)これを都のリサイクルケースに入れようとすと「事業系はダメ」と言われる。本来は、ごみを減らすことが目的なのだから、回収してくれても良さそうなのだが、何か良い方法はないのか。(簡)
- ・ ごみ袋の中に水分が入っているのは注意してほしい。ごみ収集後、道路に水分が漏れて臭いが強い。(ごみ収集時の対応)(社)

——搬出方法について ——

- ・ 清掃メンテナンスは、業者に委託しているため、従業員と業者で話し合いを推進し、より良いごみの搬出方法を考えていく。(ホ)
- ・ 今回のアンケートのように大区分で9・小区分でも幾つかというようにごみを分別していくことは可能と思うが、ごみを置く容器置場、捨てる時の袋の問題等がある。(ホ)

——回収日について ——

- ・ 夏期の生ごみ回収を増やして欲しい。(社)
- ・ 分別ごみの回収を月2回やっているが、月4回程やってもらえば、ごみもかな減ると思う。(喫)
- ・ 燃えるごみが非常に多いので、週2回の収集ではつらい。(飲)
- ・ 月に1~2回ペットボトル等回収して頂けたら良いと思う。(肉)
- ・ 生ごみは、野良猫、カラス、鳩等の餌になり、夏は臭気が激しいので、収集が昼頃になるのは困る早朝の収集をお願いします。(喫)

——回収費用について ——

- ・ 八王子市の場合、不燃物、可燃物と分けて収集している。分別収集は、古紙、空き缶、空きびん、ペットボトルに分けている。回収は無料である。(浴)
- ・ ごみ回収シールが高い。(氷)
- ・ 23区内のごみ有料券に工夫をして欲しい。事業系と家庭用の区別があいまいである。(飲)
- ・ クリーニング業者は、一般的には特別産業廃棄物と共に、資格のある業者に有料で搬出しているのが現状である。(ク)
- ・ ①ごみ・リサイクル研修会での徹底指導 ②ごみゼロまつりの定期開催 ③ごみの意高揚と地域の親睦交流から、集団回収を行い、団体の奨励金制度は？(理)

——その他 ——

- ・ ビルの中の店舗なので実際の処理に携わらないため、良く分からない。(喫)

(5) その他

——ごみの放置について ——

- ・ ビルの近隣の人が、ごみを置いて行くので、営業に迷惑をきたす。(社)
- ・ 八王子市は早くから有料化しているが、近隣の他の商店が当社のごみ置場を勝手に利用してごみを捨てて行くので大変困っている。(喫)
- ・ 店の外に当社のごみ箱があるのですが、夜中に他人がごみ袋を入れて行くので困る。(氷)

- ・ 通勤途中でゴミ袋、アルミ缶等を集積場に置いて行く人がいる。(鳥)

——マナーについて ——

- ・ 駐車場や道路、植え込み等にたばこの吸殻、袋に詰めたゴミが捨てられる。駐車場に自動車の灰皿の灰を捨てる、ゴミを散らかすなど利用者のマナーの悪さが目につく。(理)
- ・ たばこのポイ捨ては減っていない。どうにかならないか。(理)

——分別作業について ——

- ・ 簡易宿泊所の特殊性から、残飯を手で分別する作業は大変である。(顔が判っているのでできる作業である)(簡)
- ・ 簡易宿泊所の特殊性から、たばこの吸殻・タン・時には尿の入ったびんを洗う作業は苦痛である。(分別するためには仕方ないと考えている、そういう気持ちも理解して欲しい。)(簡)

——その他について ——

- ・ 家族従業員に良くゴミ処理の理解を求め、整理整頓の心構えを伝える。社長本人が進んで実行忘れるな。(浴)
- ・ ゴミ問題は他人事ではなく、各自責任をもって処理するように創意工夫が必要他人に頼らず、自分のことは自分で始末する。(理)
- ・ 映画興行で上映作品により客層が異なり、ゴミの量・散乱状況も若い人中心、OL中心、大人の映画の順に量も減り、散乱の状態も少なくなる。(興)
- ・ 雑誌類は、毎週、相当数を購入し捨てているので、とても勿体ないと思う。(理)
- ・ 商店会と自治会でゴミのルール違反の徹底指導に努力しているが、協力者が少ない、無関心者が多い。(理)

5 考 察

17の生衛業でのごみに関する実態を知るためにアンケートにより調査を行い、その結果いくつかの現状と問題点が把握ができた。

アンケートの回答については、ごみの処理に関しての関心度があまり高くないのか、23区と多摩地区の市町村とごみ処理の事業主体が異なるためか、回答率が75%と予想外の低いものであった。また、回答があったものも、調査事項が細分化され記載が複雑となったためか、あるいは調査事項が実態と異なるためか、内容についても記入されないものも多くみられた。

しかしながら、生衛業におけるごみ減量化のための検討資料としての全体の傾向については、ある程度の実態が把握できたといえる。

当初、予定していた23区と多摩地区との比較は、回答数、回答内容等から比較が難しいことから行わないこととした。

生衛業での特徴としては、飲食関係とサービス関係と大きく分けられるが、飲食関係に関しては、食品の提供としての類似共通営業であるとして、冰雪販売業を除き、事項によっては一本化して集計した。また、サービス関係営業の理容、美容についても、類似営業として事項によっては一本化して集計した。

調査結果からいくつかの事項について考察すると次のとおりである。

(組合加入業種と副業)

当初に営業した業種により該当組合に加入していたが、その後に営業内容を変更しても、そのまま当初の組合の組合員となっているものがあり、加入組合名のみで現在の営業内容の特定はできない。例えば、社交業組合員で中華料理を、喫茶飲食組合員で飲食店を営んでいるものなどがある。

副業として、それぞれの業種に関連しているものであるが、冰雪販売業で異業種である貸しおしぼり業、ドライアイスなどがみられているが、これは得意先の要望を受けて営業しているものと考えられる。

(定員・客席数と従事者数)

定員・客席数は業種に見合ったものであり、従事者数も営業の規模に合ったものといえる。また、冰雪販売業にみられるように副業により従事者数が多くなっているものもある。

(営業用と家庭用とのごみの分別)

23区と多摩地区とでは、ごみの分別及び処理方法がそれぞれ異なっているが、営業用と家庭用と明確に分別しているものは、施設数の4分の3と多い。

自治体等の収集方法等の変更で今後とも増加するものと予想される。料理、鮎商、美容等の家庭と同一施設のもの分別の割合が少ないといえる。

(1施設当たりのごみ排出量)

ホテル旅館が最も多く、ごみ処理に関する作業量、処理費用、分別処理量は多いと予想される。最も少ない業種はクリーニング、理容美容となっている。

(従業員1人当たりのごみ排出量)

業種ごとのごみ排出量の合計を従業員数で除いたものを、従事者1人当たりのごみ排出量としてみることで、業種間の相違を少なくして、実態の把握ができる項目として計算した。ホテル旅館、簡易宿泊業、次いで鮎商がごみ排出量が多くなっている。

(ごみの種類別の排出量)

ごみの種類別に従事者1人当たりのごみ排出量からみると、全業種で最も多いものが生ごみ類であり、次いで紙類、ビニール・プラスチック類となっているが、回答率等から他の油脂類 布類等は分別しないで、生ごみ類に混入しているものも考えられる。

(ごみの種類別の分別状況)

生ごみ類、油脂類、紙類、ガラス類、ビニール・プラスチック類、布類、危険物、その他のごみの分類による分別状況では、一部でも分別しているものを含めると、74%となっており、殆どの施設で何らかの区分を行っていることが明らかである。

(持ち込みごみの分別状況)

来客者が持ち込むごみについてみると、社交業、興行、ホテル旅館、簡易宿泊業、公衆浴場業で多いとの回答があり、主な内容は飲用缶、ペットボトル、紙コップである。

(自動販売機設置による排出量)

自動販売機を設置している施設と設置しない施設での、ごみの排出量の比較を行ったが、明らかな差はみられなかった。これは自動販売機からの缶、びん、ペットボトル等は、別途設置業者により処理されているものもあり、それらの影響も推察される。

(ごみの処理費用)

処理費用は、1施設当たり月間で最も高い業種はホテル旅館であり、次いで飲食関係業種となっている。平均で16,439円であり、最高のホテル旅館は58,023円であり、低い業種は、理容の584円とクリーニングの911円である。

(1) ごみ種類別の特徴

(生ごみ類)

排出量は、サービス関係に比較して飲食関係が多い傾向を示し、営業に係わる生ごみ類の発生と考えられる。生ごみ類の内容では、肉類と野菜類が同程度で全体の8割を占めている。

処理先は、自治体へが7割強を占め、処理業者へ25%となっている。

(油脂類)

飲食関係からの報告では大部分にあり、サービス関係ではホテル旅館を除き報告がほとんど見られない。

処理先は、半数が自治体であり、回収業者へ1割となっている。再利用については不明である。

(紙類)

雑誌が占める割合は、美容、簡易宿泊業の順で多く、営業形態から来客者へのサービスとして、また、簡易宿泊業としての生活の場としての持ち込むことが考えられる。段ボールでは、飲食業、食肉販売業で多く、営業上の商品の梱包のものと考えられる。

処理先は、自治体へが5割強を占め、回収業者へ20%となっている。

(ガラス類)

処理先は、多くは自治体であり、納入業者への回収も20%となっているが、びん類の返還と考えられる。

(ビニール・プラスチック類)

発泡スチロールが多く、営業に係わる商品の包装材であると考えられる。また、興行のペットボトルが極端に多く、来客者の持ち込みのごみと考えられる。

処理先は、半数が自治体であり、回収業者、納入業者等多岐である。

(布類)

氷雪販売業で排出がみられるが、副業としての貸しおしぼりの廃棄とみられる。

(その他のごみ)

その他のごみでは、業種の特徴が明確でとなっており、麺類、飲食業で割り箸の排出が多く、他の飲食関係では少ない。食肉と氷雪販売業での従業員からのたばこの吸殻、理容・美容での毛髪、公衆浴場業とホテル旅館のカミソリは業種の特徴を示している。

(2) 業種別の特徴

17の生衛業では、業種によってそれぞれ営業形態、内容が異なっている。飲食関係は類似点が多いが、サービス関係は理容と美容以外は、著しく異なっているといえる。

特徴のある主な業種について考察すると次のとおりである。

(鮭商)

経営者等の家庭との同一建物内にある関係からか、営業用のごみと家庭用のごみとの分別がなされず同一に排出されていることが考えられる。また、生ごみ類では、魚介類を主なものである。

(麺類)

生ごみ類での野菜類、紙類での雑誌、その他のごみでの割り箸が目立っている。

(社交飲食業)

生ごみ類での野菜類、紙類での新聞が多く見られ、利用者の持ち込みごみが多い。

(料理)

1施設当たりの従業員数が最も多く、家庭用ごみとの分別が最も少ない。

(喫茶飲食)

主たる営業内容が飲食も提供し、飲食店化がみられる関係からか、生ごみ類での野菜類が多い。

(食肉)

家庭用ごみとの分別が高い。紙類での段ボール、その他のごみでは、従業員のたばこの吸殻が多くみられる。

(冰雪販売業)

副業として貸しおしぼり（リネンサプライ）を行っている関係から、布類の廃棄がみられる。また、従業員のたばこの吸殻が多い。

(理容)

1施設当たりの従業員数が最も少ない。その他のごみで毛髪が多い。

(美容)

来客者へのサービス用のための雑誌類が多く、その他のごみで毛髪が多い。

(興行)

全ての施設で自動販売機を設置している関係と、来客者の持ち込みごみが多いことから、ペットボトルの排出量が多い。家庭用ごみとの分別は高い。

(ホテル旅館)

1施設当たりの排出量及び1施設当たりごみ処理費用が最も高い。

副業としてのレストラン等の飲食関係のものがあり、生ごみ類の魚肉の排出もこれに伴っての多い。また、客の使用するカミソリの廃棄が多い。

(簡易宿泊業)

家庭と営業施設が別れていることからか、家庭用ごみとの分別が100%行われている。従業員1人当たりの排出量が多い。

全ての施設で自動販売機を設置している関係からか、ペットボトルの排出量が多い

(公衆浴場業)

1施設当たりの従業員数が最も少ない。客の使用するカミソリの廃棄が多い。ボイラーでの燃焼物の燃え殻・灰が多い。

(クリーニング)

1施設当たりの排出量が最も少ない。その他のごみでハンガー、ビニールが多い。

おわりに

循環型社会とするには、廃棄物処理に関する多くの課題を解決しなければならない。その課題の中心であるごみの減量化は、解決に向けての重要な手段の一つであるといえる。日常生活に密着する生衛業においても、このごみ処理問題を避けてはとれない課題であり、生衛業を振興するためにも重要なものであるといえる。

今回の検討会では、生衛業におけるごみ問題、ごみの減量化について基本的な問題から討議し、生衛業でのごみ実態をアンケートにより把握し、それを基にして、ごみ減量化に向けての考え方、方策等を検討したところである。

ごみ減量化は、それぞれの施設、営業者だけで、解決、実施できることは限界があり、地域全体として取り組まなければならないものもあり、さらに、行政の力を得なければならないものもある。

しかしながら、ごみを排出するのは、一個人であり一事業者である。この者がごみの適正処理、減量化に努めていかなければ、効果は得られず初期の目的である循環型社会の形成ができないものといえる。

この報告書に示す業種ごとの対策、マニュアル等についても、ごみ減量化に向けて十分な内容であると言えない部分もあるが、現時点での方向性と指針を示したと考えている。今後の社会経済の動き、行政施策の動きを見つめながら適切に対応が必要である。

生衛業を営む個々の営業者が、積極的にこれを基に実行に移すことが重要である。また、同業種の組織である生活衛生同業組合の取り組みをも期待するものであるとともに、地域、行政施策への協力も求められるものである。

ごみ減量化が通常生衛業の中に定着して、より良い21世紀の環境保全に寄与することを期待している。

（ごみ減量化促進パンフレット）

生衛業でのごみ減量化には、それぞれの施設でごみ減量化に努めなければならない。行政機関、生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の組織によるリードがあっても、個々の施設が実行に移さなければ、ごみ減量化の効果が上がらないといえる。

このため、営業者、従業員及び関係者が、ごみの減量化の必要性、さらには、ごみの減量化は社会生活での基本であることへの理解と認識が求められる。

今回の検討委員会の報告書を見やすく、分かりやすく、パンフレットとして作成し、生衛業の関係者に対し普及啓発に努めることが、特に重要であるといえる。

そこで、パンフレットの内容としての例示及び作成に際しての理解を求める留意点等を含めて、参考までに提示を行うこととする。

・・・営業施設へのごみ減量化のガイド：参考例・・・

PART ・ごみ減量化のメリット・

その1：ごみ処理にかかる費用が削減されます

（説明要点）

- ・ごみの処理費用が低く抑えることができること。
（例：〇〇区の場合1ℓごみが減ると1か月〇〇円の節約になる。等）
- ・有効資源を活用できることで、ごみとしての処理経費が少なくなること。
- ・無駄（ごみ）となるものを購入しないことで経費の削減となること。
- ・最終的には、経営コストの減少につながっていくこと。

その2：エコロジーの店としてアピールできます

（説明要点）

- ・お店に対する利用者から好意的に理解されること。
- ・お店のPRや店のアピールにつながっていくこと。
- ・地域社会への貢献として、顧客への理解の得ることが出来ること。

その3：循環型社会作りへの貢献、地球環境の保全に寄与します

（説明要点）

- ・循環型社会作りへの貢献が出来ること。
- ・ひいては、地球環境の保全、住みよい環境を子々孫々まで残せること。

PART

・ ・ ごみ減量化の基本 ・ ・

その1：ごみの取り扱いポイント

(説明要点)

- ・ まず、第一に、何よりも「ごみを出さない」こと。
- ・ 第二に、出てしまったごみは「できるだけ資源として使う」こと。
- ・ 第三には、どうしても使えないごみは「きちんと処分する」こと。

その2：ごみ減量化の基本は3Rです

(説明要点)

- ・ ごみ減量化の基本である3Rについて説明する。

まず、リデュース (Reduce) とは

(説明要点)

- ・ ごみのリデュースについて説明する。

次に、リユース (Reuse) とは

(説明要点)

- ・ ごみのリユースについて説明する。

次に、リサイクル (Recycle) とは

(説明要点)

- ・ ごみのリサイクルについて説明する。

PART

・ ・ 具体的方法 ・ ・

その1：まず出来ることから

(説明要点)

- ・容易に、直ぐに、簡単に、コストが掛からない(安い費用)で出来ることをどれからでも実行に移すこと。

その2: 具体的な例示

(説明要点)

- ・生衛業におけるごみ減量化の一例を示す。

ごみを減らす方法・・・リデュース (Reduce)・・・

- (例示: 1) ・ごみとなるもの、ごみになりそうなもの、必要性の低いものは、購入を抑える。
- (例示: 2) ・購入したものは、有効に、完全に使うように努める。
- (例示: 3) ・納入業者からは、商品の中身のみの受領、段ボール等の容器は持ち帰ってもらう。
- (例示: 4) ・買い出しに行くときは、品物など入れる容器を持って行く。
- (例示: 5) ・大量に使用するものは、容量の大きい容器のもので仕入れるなど、まとめ買いをする。
- (例示: 6) ・トイレなどの手拭きナプキンの代わりに、乾燥ドライヤーや回転式タオルの設置を行うこと。
- (例示: 7) ・お客が食べ残しのないようなサービスを行う。

再利用する方法・・・リユース (Reuse)・・・

- (例示: 1) ・生ごみは小規模処理機により堆肥化(コンポスト)とする。生成した堆肥は、顧客へ堆肥の補助材としてサービスする。
- (例示: 2) ・食品残菜・・・残余の食材料の有効利用。例えばスープに使用するなど。
- (例示: 3) ・調味料や化粧品の容器など一度使ったものを、繰り返し使う。
- (例示: 4) ・飲料水やビールなどの容器は、リターナブルなものに努める。
- (例示: 5) ・詰め替えの可能なものは、繰り返し使用する。
- (例示: 6) ・割り箸は、集積化による一括処理し、パルプ材料や燃料にするなど。
- (例示: 7) ・不用品は、リサイクルショップ、フリーマーケットを活用する。

循環利用する方法・・・リサイクル (Recycle)・・・

- (例示: 1) ・油脂などは、ボランティア団体や業界の回収ルートに乗せて、石けんなどの再製品化を行うこと。
- (例示: 2) ・資源ごみ(紙類、びん、缶類、ペットボトル、段ボール、古布等)は分別し、地域の処理に従う。

* とにかく、難しく考えないで、全てをやろうとしないで、何か一つでもと出来るところから手掛けてみることに。

その3： さて、最後まで残ったごみは

(説明要点)

- ・ ごみの量、容積を減らすこと。
 - └ 水分除去（生ごみは、十分に脱水して水分を取る。）
 - └ 圧縮させる（ペットボトル、缶等は押しつぶす。）
 - └ 収縮させる（乾燥させ容積を減らす。）

その4： また、販売面からも考慮すべきもの

(説明要点)

- ・ 簡易包装、量り売り、ばら売りを推進すること。
- ・ 包装紙、買い物袋、食品トレイ、ラップなどの削減に努めること。
- ・ お店での販売等に使用する食品トレイ、ペットボトル、びん、缶などを回収し、リサイクルを推進すること。
- ・ 入れ物や容器を持参したお客には、何らかのサービスすること。
- ・ ごみの減量化の情報をお客さまに提供することが、お店のPRにもなること。
- ・ 商品やサービスをお客さまに提供する場合は、ごみにならないように適量なものとするように努めること。

その5： 再製品の利用の促進

(説明要点)

- ・ 営業の上からも、再製品を使うことは、ごみ減量化につながるようになること。
- ・ 再利用製品の利用によって、はじめてリサイクルが成立し、資源の循環化社会が図れること。
(例：トイレットペーパー、PR用のパンフレット等の印刷物の使用は、再製品を使用)
- ・ 容器については、リターナブルのものを使用すること。

PART

・ ・ ごみ減量化の目的と理由 ・ ・

ごみ減量化の必要性

(説明要点)

- ・私たちの住む大切な、かけがえのない地球の環境を保全（環境汚染を防ぎ、自然環境を守る。）をすること。
 - ・私たちの子や孫へ、次世代により良い環境を引き継ぐことが大切であること。
 - ・限りある資源を大切にするために、資源を循環させること。
- （*今、私たちに求められているのは、ライフスタイルや経済活動を早急に見直し、資源の消費が抑制され、環境への負荷が逡減される社会の追求であり、これが循環型社会を作り、地球環保全につながっていくこととなること。）

P A R T ・ ・ 参考資料 ・ ・

その1： 生活衛生同業組合の活動

（説明要点）

- ・各生活衛生同業組合として、積極的に取り組んで頂くことを期待すること。

（例示）

- (1) 東京都の「事業活動エコアップ」事業への参加・・生同組合としての組織活動
- (2) 業種として統一した減量化活動を行い、広く宣言し、業界での自主抑制を行う。

その2： ごみ処理に関する相談

（説明要点）

- ・特別区、市町村のごみ行政担当の一覧表を掲載
- ・ごみ処理に関する関係機関、団体の一覧表を掲載

その3： こせみ処理に関する各種マーク

（説明要点）

- ・エコマーク、グリーンマーク、アルミ・スチールのマーク等

1 生衛業ごみ減量化推進検討委員会規程及び委員名簿

生衛業ごみ減量化推進検討委員会規程（平成10年7月23日制定）

（目的）

第1条 この規程は、生活衛生営業指導費補助金に係る活性化促進事業として実施するごみ減量化推進事業について、事業の実施方策等を検討する「生衛業ごみ減量化推進検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものである。

（検討事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、東京都生活衛生営業指導センター理事長（以下「理事長」という。）に、その結果を具申するものとする。

生衛業におけるごみの減量化に係る手引書の作成に関すること。

生衛業の各業種におけるごみの減量化の目標値の設定に関すること。

目標値に対する達成度の把握方法に関すること。

目標値の達成者に対する表彰に関すること。

その他、前各号に関すること。

（構成）

第3条 委員会の委員の構成は、次のとおりとし、理事長が委嘱する。

学識経験者	2名
廃棄物行政に従事する者	2名
廃棄物の発生が多い営業を行う生活衛生同業組合の代表者	3名

2 前3号に規定する環境衛生同業組合の代表者は、理事長が指定する生活衛生同業組合から推薦されたものとする。

3 委員の任期は3年とし、任期中に交代した委員については、前任者の任期の残存期間とする。

（会長）

第4条 委員会に会長1名を置く。

2 会長は、学識経験者である委員の中から理事長が委嘱する。

3 会長は、委員会の議長を務めるほか、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行するものとする。

（招集及び定足数）

第4条 委員会は、理事長が招集する。

2 委員会の開催は、委員の過半数の出席を要するものとする。

（委員以外の者の出席）

第5条 委員会の要請を受け、理事長が認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができるものとする。

(運営等に必要事項)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会において定めることができるものとする。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、東京都生活衛生営業指導センターの事務局において処理するものとする。

2 事務局の職員は、委員会に出席し、議長の許可をえて発言することができるものとする。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成13年1月6日から施行する。

ごみ減量化推進委員名簿

区分	委員会役職	氏名	所属役職名
学識経験者	会長	松波 淳也	法政大学 経済学部 助教授
	会長代行	繁野 登志雄	元 財団法人 東京都環境整備公社 事業部長
廃棄物行政		下鳥 英雄	東京都環境局 総務部 企画課 企画調査係長
		石原 雅典	武蔵野市役所 環境部 クリーンセンター 公害防止係長
環境衛生同業組合		青木 隆祐	東京都中華料理生活衛生同業組合 常務理事・衛生部長
		川口 正	東京都飲食業生活衛生同業組合 常務理事
		今井 明男	東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 副理事長

2 生衛業ごみ減量化推進検討委員会の開催状況

回	年月日	会場	審議事項及び内容等
1	平成11年 1月19日	主婦会館	・委員会の設置理由、委員委嘱、規程等の説明 ・検討方法、スケジュール、意見交換
2	3月24日	現地視察	・パレスホテルの集積場、生ごみの処理施設等 ・帝国ホテルのごみの分別状況、処理施設等
3	7月21日	スクワール 麹町	・実態調査計画、施設数及び実施方法等の検討 ・検討方法の討議、他県の調査状況の説明
4	平成12年 1月24日	スクワール 麹町	・ごみ実態調査の集計結果の概要報告 ・結果の分析内容の討議、今後の検討方法の討議
5	2月18日	アルディア 市ヶ谷	・ごみ減量化の方法、具体策及び対応の討議 ・調査報告の基本的方向について検討
6	3月13日	アルディア 市ヶ谷	・ごみ実態調査の集計結果の分析内容の検討 ・ごみ減量化の取組方法、具体策の討議
7	4月25日	スクワール 麹町	・ごみ実態調査の集計結果の分析内容の検討 ・ごみ減量化の業種別等の具体策の討議
8	5月30日	スクワール 麹町	・ごみ減量化の種類・内容等の具体策の討議
9	6月26日	アルディア 市ヶ谷	・ごみ減量化の基本的な方向性の検討 ・ごみ減量化の種類・内容等の具体策の討議
10	7月18日	スクワール 麹町	・ごみ減量化の種類・内容等の具体策の討議 ・報告書案の基本骨格についての検討
11	8月23日	スクワール 麹町	・報告書の具体的素案についての討議
12	平成13年 1月31日	スクワール 麹町	・報告書案の討議 ・
13	2月28日	スクワール 麹町	・報告書案の討議 ・
14	月 日		・ ・

3 ごみ実態調査の集計結果

(1) 回答数等

業 種	回答数	自販機 設置数	従事者数 平均:人	回 答 数								
				生ごみ類	油脂類	紙 類	金属類	ガラス類	ビニールプラスチック	布 類	危険物	その他
鮨 商	8	1	5.9	8	3	6	4	4	6	2	3	4
麵 類	8		6.8	8	2	6	6	6	6	3	4	5
中 華 料 理	8		7.1	8	4	4	7	5	4	2	1	2
社 交 飲 食 業	9		7.9	8	6	7	7	6	7	2	2	4
料 理	5		25.8	5	4	5	4	4	5	3	3	4
飲 食 業	8		8.6	7	6	6	6	5	7		3	5
喫 茶 飲 食	7		9.0	7	3	7	3	3	3	2	2	4
食鳥肉販売業	6		3.5	6	2	3			3			
食 肉	9	1	11.8	3	2	4	2	2	3			1
氷雪販売業	9	5	15.0	4		9	5	1	5	2	2	2
理 容	9		3.3	9		7	2	1	2	1	2	9
美 容	7		5.1			7	3		4	1	3	7
興 行	9	8	16.0	1	1	9	7	1	4	2	4	8
ホテル旅館	4	4	21.8	3	3	4	4	2	2	2	3	3
簡易宿泊業	4	4	4.5	4	2	4	4	2	3	3	2	3
公衆浴場業	8	6	3.3	2	1	6	5	4	8	3	5	6
クリーニング	9		4.3			5	6		3	1	1	2
合 計	127	29	16.8	84	40	100	76	47	76	29	40	69
回答率%	74.7	22.8	—	66.1	31.5	78.7	59.8	37.0	59.8	22.8	31.5	54.3

(2) 営業用と家庭用との分別割合

* 営業用と家庭用との分別を行っているもの

(回答数中の分別有の比率%)

業 種	生ごみ類	油脂類	紙 類	金属類	ガラス類	ビニルプラスチック	布 類	危険物	その他	計 %
鮨 商	38	67	33	50	50	33	100	67	75	50
麵 類	88	50	50	83	83	50	33	50	60	65
中華料理	100	75	100	71	60	50			100	79
社交飲食業	63	50	43	57	67	57	50	50	75	57
料 理	60	40	40	40		40			25	41
飲 食 業	100	100	83	83	100	86		67	100	91
喫茶飲食	71	33	71	67	67	33		50	75	63
食鳥肉販売業	83	50	67			67				71
食 肉	100	50	100	100	100	100			100	94
氷雪販売業	75		78	100	100	80	100	100	100	87
理 容		71	50					100	100	85
美 容			43	33		50		100	86	63
興 行	100	100	100	71	100	88	100	100	88	90
ホテル旅館	67	67	75	75	100	67	100	100	100	83
簡易宿泊業	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
公衆浴場業	50	100	67	100	75	88	100	80	83	83
クリーニング			60	83		67	100	100	100	78
合 計 %	77	67	68	75	79	68	85	81	84	74

(3) ごみの種類別の内容構成割合（家庭用のごみは除く）

業 種	生ごみ類 (%)				紙 類						ビニール・プラスチック類 (%)					そ の 他 の ご み (%)						備考	
	肉魚	野菜	乳製品	その他	雑誌	段ボール	新聞	事務	紙コップ	その他	ペット	発砲スチ	食器	ラップ	その他	割り箸	煙草	燃え殻・灰	毛髪	歯ブラシ	革製品		その他
鮭 商	85	15			20	30	30	10	10		30	50			20	55	15	5	5	10		10	
麵 類	12	76		12	11	28	61				21	23	7	31	18	97	3						
中華料理	47	42	2	9	9	53	19	7		12	5	6	24	6	59	75	25						
社交飲食業	29	63	2	6	7	20	68	2	3		32	17	23	7	21								
料 理	45	35	3	17		50	45	5							25	70	20	10					
飲 食 業	60	22		18	4	66	24		6		36	48	9	2	5	88	12						
喫茶飲食	19	66	15		11	20	69									47	53						
食鳥肉販売	50	25		25		45	55					50			50								
食 肉	37	33		30		93	5	2			3	20		77		10	90						
冰雪販売業		37	10	53	6	64	19	9		2	16	43		1	40	10	90						
理 容					28	10	54	4	1	3							5		95				
美 容					77	10	5	1	1	6									90				10
興 行					12	14	21	11	42		82	4		2	12	23	75	2	1				
ホテル旅館	63	35	2		27	26	38	1		8	7	53	3	3	34	7	57	33	2	1			
簡易宿泊業	31	30	7	32	41	8	45		5	1	25	60	2	3	10	5	72		2	16		5	
公衆浴場業					9	16	68		1	6	37				63								
クリーニング						39	25	28		8	30		15		55								ビニール類 のうち、50%はハンガー
平 均	40	40	3	17	15	35	38	5	4	3	23	32	6	9	30	37	40	4	15	2		2	

(4) 1施設当たり及び従業員1人当りのごみ排出量(月間)

(単位:kg)

業種	項目	ごみの種類別の排出量									1人当りの 総排出量
		生ごみ類	油脂類	紙類	金属類	ガラス類	ビニル・プラスチック	布類	危険物	その他	
飲食関係	1施設排出量	503.1	31.7	91.7	23.8	38.1	44.4	4.4	3.2	11.2	78.3
	1人当排出量	52.4	3.3	9.6	2.5	4.0	4.6	0.5	0.3	1.2	
冰雪販売業	1施設排出量	14.5		52.3	9.6	5.0	25.0	100.1	0.6	2.5	14.0
	1人当排出量	1.0		3.5	0.6	0.3	1.7	6.7	0.0	0.2	
理容美容	1施設排出量	85.0		12.4	3.4	0.5	2.8	0.5	3.9	8.4	27.8
	1人当排出量	20.2		2.9	0.8	0.1	0.7	0.1	0.9	2.0	
興行	1施設排出量	304.8	0.2	250.6	142.9	37.5	141.4	1.2	60.3	144.9	67.7
	1人当排出量	19.1	0.0	15.7	8.9	2.3	8.8	0.1	3.8	9.1	
ホテル旅館	1施設排出量	3542.0	215.7	473.5	62.8	80.0	455.0	112.5	5.3	188.3	235.6
	1人当排出量	162.5	9.9	21.7	2.9	3.7	20.9	5.2	0.2	8.6	
簡易宿泊業	1施設排出量	311.7	1.0	181.3	132.5	25.0	21.3	3.3	1.3	2.0	151.0
	1人当排出量	69.3	0.2	40.3	29.4	5.6	4.7	0.7	0.3	0.4	
公衆浴場業	1施設排出量	25.5	9.0	19.3	15.6	35.0	7.1	4.6	11.0	21.3	45.0
	1人当排出量	7.7	2.7	5.8	4.7	10.6	2.1	1.4	3.3	6.5	
クリーニング	1施設排出量			3.5	3.3		3.8	0.3	0.1	47.5	13.6
	1人当排出量			0.8	0.8		0.9	0.1	0.0	11.1	
平均	1人当排出量	41.5	2.0	12.5	6.3	3.3	5.6	1.8	1.1	4.9	79.1

(5) ごみの種類別分別状況

業 種	生 ご み 類				油 脂 類				紙 類				金 属 類				ビニール・プラスチック類				危 険 物								
	分別	一部 無し	燃焼 無し	燃焼 有	分別	一部 無し	燃焼 無し	燃焼 有	分別	一部 無し	燃焼 無し	燃焼 有	分別	一部 無し	燃焼 無し	燃焼 有	分別	一部 無し	燃焼 無し	燃焼 有	分別	一部 無し	燃焼 無し	燃焼 有					
商 船	5	2		1	1	1			2	2	2	1	1	2	4			2	3			2	3		2				
麵 類	6	1	1		2	6	1		6	1	1			5	1	1		1	5			2	3		1				
中華料理	6			2	3	1	2		4				3	3			5	2			3				3				
社交飲食業	4	1		3	1	2	1	1	4	2	1	2		4	1	1	2	1	4	1	1	2	1		1				
料 理	3	2			3	1	1		4	1				3	1	1		2	2			2	2		1				
飲 食 業	7			1	6	2			5	1	2			4	2	2		2	2	3	1	2	2	1	5				
喫茶飲食	5	1		1	3	4			7					3	4			3	3			4			5				
食鳥肉販売業	6				1	5			2		1		3	1	5			4	4			2	0		6				
氷雪販売業	3	5	1			9			5	1	1	2		5	4			4	4			4	1		7				
理 容	1	8				9			3	2	2			2	7			2	2	1	6		1	1	7				
美 容		7				7			7					3	4			3	1	3			3		4				
興 行		8	1		1	8			7	2				7	2			7	1	1			4		5				
ホテル旅館	1	2	1		2	1	1		3	1				2	2					2	2		1	2	1				
簡易宿泊業	1	1	1			1	2	1	1	1	2			4				2	2	1	1		2		2				
公衆浴場業	1	6	1		1	7			5	1	2			4	1	3			7	1		4	1		3				
クリーニング		9				9			5		4			6				3		3			6			8			
合 計	51	11	52	10	3	26	5	90	3	73	15	23	7	9	59	8	49	2	9	55	11	46	3	12	29	6	83	1	8

(6) 持ち込みごみの状況

業 種	ごみの種類別回答数(延数)				「多い」と回答のあったごみの種類別回答数(延数)									
	多い	少し	無い	未回答	生ごみ類	油脂類	紙コップ	金属類	ガラス類	ビニール	布 類	危険物	その他	合 計
鮭 商		1	15	56										
麵 類		2	29	41										
中 華 料 理		4	18	50										
社 交 飲 食 業	1	10	29	41									1	1
料 理		3	22	20										
飲 食 業		1	19	52										
喫 茶 飲 食		2	23	38										
食 鳥 肉 販 売 業			3	51										
食 肉			11	70										
氷 雪 販 売 業		8	19	54										
理 容		7	11	63										
美 容		3	12	48										
興 行	14	18	17	32	1		2	3	1	4			3	14
ホ テ ル 旅 館	3	8	8	17			1	2						3
簡 易 宿 泊 業	16	5	2	13	3	2	4	3	1	2			1	16
公 衆 浴 場 業	4	13	4	51						1	1	1	1	4
ク リ ー ニ ン グ		2	10	69										
合 計	38	87	252	766	4	2	7	8	2	7	1	1	6	38

(7) ごみの処理費用の状況

業 種	ごみ処理総費用 (月間)	1施設当り 処理の平均額	従業員1人当り 処理の平均額	金額別による施設数(単位:円)					
				0円	1~1,000	1,001~ 5,000	5,001~ 10,000	10,001~ 50,000	50,001 以上
鮨 商 (8)	234,060円	29,258円	4,959(5.9人)円	1	1	1	1	3	1
麵 類 (8)	138,445	17,306	2,545(6.8人)			2		5	1
中華料理 (8)	123,398	15,425	2,173(7.1人)			3	1	4	
社交飲食業 (8)	69,558	8,695	1,101(7.9人)		3	2		3	
料 理 (5)	248,946	49,789	1,930(25.8人)				1	2	2
飲 食 業 (8)	129,473	16,184	1,882(8.6人)			1	3	4	
喫茶飲食 (7)	309,050	44,150	4,906(9.0人)			5		1	1
食鳥肉販売業 (5)	29,012	5,802	1,658(3.5人)			2	3		
食 肉 (3)	18,813	6,271	531(11.8人)			1	2		
小計(飲食関係60)	1,300,755	21,679	2,258(9.6人)	1	4	17	11	22	5
氷雪販売業 (8)	83,753	10,469	698(15.0人)	4		2		1	1
理 容 (8)	4,674	584	177(3.3人)	1	5	2			
美 容 (7)	21,403	3,058	600(5.1人)	1	1	4		1	
小 計(理美容15)	26,077	1,738	414(4.2人)	2	6	6		1	
興 行 (6)	96,467	16,078	1,005(16.0人)	1			1	3	1
ホテル旅館 (4)	232,093	58,023	2,662(21.8人)			1	1		2
簡易宿泊業 (4)	66,303	16,576	4,362(3.8人)			1		3	
公衆浴場業 (8)	44,882	5,610	1,700(3.3人)		2	2	3	1	
クリーニング (8)	7,288	911	212(4.3人)	3	3	2			
全業種の合計 (113)	1,857,618	16,439	1,749(9.4人)	11	15	31	16	31	9

注: 組合名欄の()内数は、ごみ処理経費に記載のあった回答数

ごみ実態調査票

(右の記載要領をご覧のうえご記入願います)

1 お店（営業施設）について

営業の内容・形態

ア．主として営業しているもの
(飲食業・喫茶業のみ)

イ．同一営業施設内で従として
営業しているもの(ある場合)

ウ．自動販売機(ジュース・飲料)の設置

・ 設置している ・ 設置していない

従事者数 _____
人(パートの含む)

客席数 _____
席(名)

調査票記入者 _____
(氏)

電話番号 _____
- -

補足説明

ごみ実態調査票の記載要領

1 お店（営業施設）について

営業の内容・形態

ア．主として営業しているもの(飲食業・喫茶業のみ)
お店の名称あるいは加入している組合名だけでは提供している飲食物の様子や営業内容が判らない場合がありますので、一般的な呼び名、提供する主なサ・ビスの形や食品の種類などを記入願います。
例えば、「ラ・メン店」「バー」「居酒屋」「一般食堂」「割烹」など

イ．同一営業施設内で従として営業しているもの

例えば、食肉販売が主で、副業として惣菜を販売している場合は「惣菜販売」または氷雪販売業が主で、副業として青果物を販売している場合は「青果販売」など

ウ．自動販売機の設置

ビン・カン・コップ等ごみが出る清涼飲料水などの自動販売機を営業施設内に設置しているか、いないか、いずれかに「 」を付けてください。
(お店の外に設置しているものは除く。)

従事者数
お店で働いている人数を記入願います。

客席数
お客さんが一度に入れる席数又は定員数を記入願います。
(客席を持たない業種は、不要です。理美容は、理美容の台数を記入願います。)

調査票記入者
この調査票を記入された方の氏名を記入願います。

電話番号
内容についての問い合わせをさせていただく場合の電話番号を記入願います。

補足説明
からの事項について、何か補足することがあれば、記入願います。

ごみ処理に関する調査票

整理番号	—
------	---

2 事業系ごみに関する事項

記入要領

(1) 概況

ごみの種類	※(1) 種類	※(2) 発生量(用)	※(3) 事業系・家庭用の区分状況	※(4) 分別処理の区分・状況	※(5) 処理・搬出方法	※(6) 処理経費 (月額・円)	※(7) 業者の特許物のごみ		
							有	外	無し
内 生	ごみ類	L・kg	有・無	I II III		円			
	肉・魚・甲殻類・骨など	%	有・無	A I U		円			
	野菜・果物・穀類など	%	有・無	A I U		円			
	乳製品など	%	有・無	A I U		円			
内 訳	その他の	%	有・無	A I U		円			
油	脂類	Kg	有・無	I II III		円			
	調理油	%	有・無	A I U		円			
	その他の	%	有・無	A I U		円			
紙	紙類	Kg	有・無	I II III		円			
	新聞紙・チラシなど	%	有・無	A I U		円			
	雑誌・パンフレットなど	%	有・無	A I U		円			
	段ボール・紙箱など	%	有・無	A I U		円			
	事務用紙(コピー・封筒等を含む)など	%	有・無	A I U		円			
	紙コップ・パックなど	%	有・無	A I U		円			
	その他の	%	有・無	A I U		円			

※(1) ごみの種類

① 大区分と小区分(内訳)に分けてあります。大区分のごみ(例えば「生ごみ類」)などについては、ぜひ(2)以下の欄に記入願います。

② 小区分(内訳)については、判る範囲で(2)以下の欄に記入願います。

③ 小区分のその他については、小区分(内訳)に記載していないごみをまとめて考えてください。

※(2) 発生量(月)

① 発生量について数量を入れて、L、Kgのいずれかを○で囲んでください。
(週単位の場合は、週×4倍で月単位に概算して記入してください。)

発生しないごみは、発生量の欄に「—」を入れてください。
② 小区分のごみについては、例えば「生ごみ」のうちの何%位かを記入してください。

※(3) 事業系・家庭用の区分状況

① 有・無のいずれかを○してください。

※(4) 分別処理の区分状況

① 大区分のごみについては、次の区分により次の番号に○印をしてください。

- I 他の大区分のごみとは、分別している。
- II 他の大区分のごみの一部が混じっている。
- III 他の大区分のごみとほとんど分別していない。

② 小区分(内訳)のごみについては、次の区分により次の番号に○印をしてください。

- A 小区分(内訳)内のごみについても分別している。
- I 小区分(内訳)内のごみが一部混じっている。
- ウ 他の大区分のごみが一部混じっている。

※(5) 処理・搬出方法
次の番号で記入してください。(複数回答可)

- 1 自治体(区・市・町・村)の回収
- 2 処理業者への引渡(有料)
- 3 処理業者への引渡(無料)
- 4 回収業者への売却
- 5 回収業者への引渡(無料)
- 6 納入業者への引渡
- 7 売却
- 8 自家で再処理
- 9 自家で処分
- 10 その他

※(6) 処理経費(月額・円)

平均して1ヶ月にかかる経費を記入してください。

※(7) 来客者の持参物のごみ

該当するものに○印を記入してください。

ごみの種類	※(1) 種類	※(2) 発生量(月)	※(3) 事業系・家庭用の区分状況	※(4) 分別処理の区分・状況	※(5) 処理・搬出方法	※(6) 処理経費(月額・円)	※(7) 来客者の持参物のごみ	
							多	無し
金	属類	Kg	有・無	I II III		円		
内	飲料缶(アルミ・スチール)	%	有・無	ア イ ウ		円		
	缶詰の缶など	%	有・無	ア イ ウ		円		
	18リットル缶など(大型のもの)	%	有・無	ア イ ウ		円		
	王冠・アルミホイール・紙紙など	%	有・無	ア イ ウ		円		
	ハ ン ガ	%	有・無	ア イ ウ		円		
そ の 他	%	有・無	ア イ ウ		円			

内	ガラス類	Kg	有・無	I II III		円		
	ガラス瓶類	%	有・無	ア イ ウ		円		
	その他のガラス類	%	有・無	ア イ ウ		円		
	陶磁器類	%	有・無	ア イ ウ		円		
	そ の 他	%	有・無	ア イ ウ		円		

内	ビニール・プラスチック類	Kg	有・無	I II III		円		
	発砲スチロール製品類	%	有・無	ア イ ウ		円		
	ペットボトル	%	有・無	ア イ ウ		円		
	ペットボトル以外の容器	%	有・無	ア イ ウ		円		
	食器類	%	有・無	ア イ ウ		円		
内	フタ・袋・手袋・スポンジたわし・垢取りなど	%	有・無	ア イ ウ		円		
	ハ ン ガ	%	有・無	ア イ ウ		円		
	そ の 他	%	有・無	ア イ ウ		円		

ごみの種類	※(1) 種類	※(2) 発生量(月)	※(3) 事業系・家庭用の区分状況	※(4) 分別処理の区分・状況	※(5) 処理・搬出方法	※(6) 処理経費 (月額・円)	※(7) 業者の持参物のごみ	
							多	少
内 訳	布類	Kg	有・無	I II III		円		
	衣類	%	有・無	A I U		円		
	タオル類	%	有・無	A I U		円		
	雑巾類	%	有・無	A I U		円		
	その他の	%	有・無	A I U		円		

(2) ごみの発生や排出を少なくするため工夫・努力をしていることがありましたら、記入してください。

内 訳	危険物	Kg	有・無	I II III		円		
	蛍光灯	%	有・無	A I U		円		
	乾電池	%	有・無	A I U		円		
	カミソリ・替刃類	%	有・無	A I U		円		
	ガスボンベ・スプレー缶	%	有・無	A I U		円		

(3) 「ごみ」についてのご意見・感想がありましたら記入願います。

内 訳	その他の	Kg	有・無	I II III		円		
	割り箸	%	有・無	A I U		円		
	煙草の吸殻	%	有・無	A I U		円		
	毛髪	%	有・無	A I U		円		
	歯ブラシ・草製品	%	有・無	A I U		円		
	燃え殻・灰	%	有・無	A I U		円		
	その他の	%	有・無	A I U		円		

どうも、ご協力ありがとうございました。

ごみに関する調査票は、全部返送用封筒によりお送り願います。

4 ごみ減量化に関する担当窓口

特別区の清掃担当課

区分	清掃担当部署名	電話番号	内線	FAX番号	所在地
千代田	環境清掃部清掃リサイクル課	03(3264)0151	2878～9	03(3264)3988	〒102-8688 千代田区九段南1-6-11
中央	環境部清掃リサイクル課	03(3546)5615(直通)		03(3546)5639	〒104-8404 中央区築地1-1-1
港	環境保全部清掃課	03(3578)2505(直通)		03(3264)3988	〒105-8511 港区芝公園1-5-25
新宿	資源清掃対策室リサイクル清掃課	03(3209)1111	4361～4	03(5273)4070	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
文京	資源環境部リサイクル清掃課	03(5803)1184(直通)		03(5803)1356	〒112-0003 文京区春日1-16-21
台東	環境清掃部清掃リサイクル課	03(5246)1291(直通)		03(5246)1289	〒110-8615 台東区東上野4-5-6
墨田	環境清掃部清掃課 リサイクル推進課	03(5608)1111	5401～7 5411～5	03(5608)6934	〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20
江東	環境清掃部清掃課 リサイクル推進課	03(3647)9111	2851 3231～5	03(3699)8771 03(3647)8454	〒135-8383 江東区東陽4-11-28
品川	環境清掃部清掃リサイクル課	03(5742)6842(直通)		03(5742)6943	〒140-8715 品川区広町2-1-36
目黒	環境清掃部ごみ減量課	03(5722)9572(直通)		03(5722)9573	〒153-0065 目黒区中町2-31-8
大田	清掃部管理課 清掃リサイクル課	03(5744)1111	3451～6 3461～8	03(5744)1550 0	〒144-8621 大田区蒲田5-13-4 〒144-8621 大田区蒲田5-13-4
世田谷	清掃・リサイクル部管理課 ごみ減量課 事業課	03(5432)1111	2921～4 2927～30 2286～9	03(5432)3058 03(5432)3015	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
渋谷	環境部資源リサイクル課	03(3463)1211	3532	03(5458)4903	〒150-0042 渋谷区宇田川町15-2 神南分庁舎
中野	環境部資源循環推進課	03(3228)5563(直通)		03(3228)5634	〒164-8501 中野区中野4-8-1
杉並	環境清掃部清掃管理課 リサイクル清掃課	03(3312)2111	4133～5 4123～4	03(5397)9136	〒166-5870 杉並区阿佐谷南1-15-1
豊島	清掃環境部計画管理課 リサイクル推進課	03(3981)1601(直通) 03(3981)1602(直通)		03(3981)6027	〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1
北	生活環境部清掃管理課 リサイクル生活課	03(3908)8539(直通) 03(3908)8538(直通)		03(3906)8474	〒114-8508 北区王子本町1-15-22
荒川	環境清掃部清掃リサイクル課	03(3803)7446(直通)		03(3803)2333	〒116-0002 荒川区荒川2-1-5 セントラルビル荒川ビル3階
板橋	資源環境部清掃事業課 リサイクル推進課	03(3579)2217～9(直通) 03(3579)2257～8(直通)		03(3579)2249	〒173-0004 板橋区板橋2-66-1
練馬	環境清掃部清掃課 リサイクル推進課	03(3993)1111 03(3993)1111	8831～2 8811～2	03(5984)1227	〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

足立	環境清掃部清掃課 リサイクル推進課	03(3880)5301~3(直通) 03(3880)5860~2(直通)		03(3880)5604	〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
葛飾	環境部リサイクル清掃課	03(3695)1111	3492~9	03(5698)1534	〒124-8555 葛飾区立石56-13-1
江戸川	環境清掃部清掃・リサイクル課	03(5662)4387(直通)		03(5678)6741	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

多摩地域市町村の清掃担当課

市町村名	清掃担当部署名	電話番号	内線	FAX番号	所在地
八王子	清掃部管理課 清掃部清掃リサイクル課	0426(20)7253(直通) 0426(46)3196(直通)		0426(26)4506 0426(48)1847	〒192-0051 八王子市元本郷町3-24-1 〒192-0906 八王子市北野町596-3
立川	環境部ごみ対策課	042(531)5518(直通)		042(531)5800	〒190-0034 立川市西砂町4-77-1
武蔵野	環境部ごみ総合対策室	0422(60)1894(直通)		0422(51)9950	〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
三鷹	生活環境部ごみ対策課	0422(45)1151	2733~5	0422(45)5291	〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1
青梅	環境部環境衛生課	0428(22)1111	281~3	0428(22)3508	〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1
府中	環境安全部清掃課 リサイクル課	042(335)4400(直通) 042(335)4434(直通)		042(336)5181	〒183-8703 府中市宮西町2-24
昭島	環境部清掃センター	042(541)1342(直通)		042(541)4560	〒196-0014 昭島市田中町4-3-14
調布	クリーンセンター減量対策課	0424(81)7686(直通)		0424(81)9039	〒182-0012 調布市深大寺東町7-50-4
町田	環境部環境総務課 リサイクル推進課	042(797)7112(直通)		042(797)5374	〒194-0202 町田市下小山田町3160
小金井	生活環境部生活環境課	042(387)9835(直通)		042(383)6577	〒184-8504 小金井市本町6-6-3
小平	環境部リサイクル推進課	042(346)9535(直通)		042(346)9555	〒187-8701 小平市小川町2-1333
日野	環境共生部リサイクル推進課	042(581)0444(直通)		042(586)6606	〒191-0022 日野市新井210-2
東村山	環境部ごみ減量推進課	042(393)5111	2559	042(391)5847	〒189-0001 東村山市秋津町4-17-1
国分寺	環境部生活環境課 リサイクル推進課	042(325)0111	356 355	042(326)4410	〒185-0013 国分寺市西恋ヶ窪4-9-8
国立	環境部生活環境課	042(576)2111	141~3	042(571)5999	〒186-8501 国立市富士見台2-47-1
西東京 (田無) (保谷)	生活環境部ごみ減量対策課 生活環境部ごみ対策課	0424(64)1311 0424(21)2525	267~9 151	0424(66)0012 0424(23)4115	〒188-8666 西東京市南町5-6-13 〒202-8555 西東京市中町1-5-1
福生	市民部清掃課 リサイクルセンタ -	042(551)1511 042(552)1621(直通)	333	042(553)4451 042(530)0155	〒197-8501 福生市本町5 〒197-0003 福生市熊川1566-4
狛江	環境部清掃課	03(3488)5300(直通)		03(5497)7366	〒201-0004 狛江市岩戸北1-1-11

東大和	生活環境部ごみ対策課	042(563)2111	1731	042(563)5931	〒207-8585 東大和市中央3-930
清瀬	市民部生活環境課	0424(93)3750(直通)		0424(95)9333	〒204-0001 清瀬市下宿2-553
東久留米	生活環境部清掃課	0424(73)2117(直通)		0424(77)6755	〒203-0042 東久留米市八幡町2-10-10
武蔵村山	生活環境部環境課	042(565)1117	292	042(563)0793	〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1
多摩	環境部環境管理課	042(338)6836(直通)		042(339)3919	〒206-0024 多摩市諏訪6-3-2
稲城	環境部環境課	042(378)2111	262～3	042(378)8601	〒206-3310 稲城市東長沼2111
羽村	市民部環境課 リサイクルセンター	042(555)1111	204～5	042(554)2921	〒205-8601 羽村市緑ヶ丘5-2-1
		042(578)1211(直通)		042(578)1511	〒205-0012 羽村市羽4221-1
あきる野	環境経済部環境課	042(558)1111	2511～3	042(596)6360	〒197-0814 あきる野市二宮350
瑞穂	生活環境課	042(557)7612(直通)		042(556)3401	〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
日の出	地域振興課	042(597)0511	334～5	042(597)4369	〒190-0192 日の出町大字平井2780
檜原	地域活性課	042(598)1011(直通)		042(598)1009	〒190-0212 檜原村467-1
奥多摩	住民課	0428(83)2111	24	0428(83)2344	〒198-0212 奥多摩町氷川215-6

島しょ地域町村の清掃担当課

町村名	清掃担当部署名	電話番号	内線	FAX番号	所在地
大島	保健衛生課環境衛生係	04992(2)1441	332	04992(2)2464	〒100-0101 大島町元町1-1-14
利島	民生課	04992(9)0011		04992(9)0190	〒100-0101 利島村248
新島	民生課	04992(5)0240	30	04992(5)1304	〒100-0402 新島村本村1-1-1
神津島	産業課	04992(8)0011	48	04992(8)1242	〒100-0601 神津島村944
三宅	保健福祉課	04994(6)1111	157	04994(6)1535	〒100-1211 三宅村坪田1774
御蔵島	総務課	04994(8)2121		04994(8)2239	〒100-1301 御蔵島村字入金ヶ沢
八丈	住民課	04996(2)1121	234	04996(2)2874	〒100-1401 八丈島大賀郷2345-1
青ヶ島	総務課	04996(9)0111		04996(9)0001	〒100-1701 青ヶ島村無番地
小笠原	産業観光課	04998(2)3114		04998(2)3223	〒100-2101 小笠原村父島字西町

出典：東京リサイクルハンドブック2000（東京都）

5 ごみ処理に関する関係団体組織及び団体一覧表

総合

(財) クリーン・ジャパン・センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビル3階 電話 03(3432)6301 FAX (3432)6319

ホームページ <http://www.cjc.or.jp/>

廃棄物の処理、再資源化促進のための推進母体として国、地方公共団体、産業界、消費者、学会などと密接な協力を保ちながら、PR、調査研究、資源リサイクルのデータバンクの整備や実証実験事業を含む広範囲な事業を実施している。

(社) 全国都市清掃会議

〒113-0033 東京都文京区本郷3-3-11 IPBお茶の水7階 電話 03(5804)6281 FAX (3812)4731

市町村が行う清掃事業の効率的な運営と技術の向上のために必要な調査・研究、情報の収集と管理などの業務を行っている。

(財) 日本産業廃棄物処理振興センター

〒103-0012 東京都中央区日本橋掘留町2-8-4 日本橋コアビル2階 電話 03(3668)6511 FAX (3668)6512

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/>

産業廃棄物処理の適正化を図り、各種事業の健全な発展を推進し、廃棄物の再生利用の推進を図る取り組みを進めている。

(財) 日本容器包装リサイクル協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政互助会琴平ビル3階 電話 03(5532)8597 FAX (5532)9698

ホームページ <http://www.jcpira.or.jp/>

容器包装リサイクル法に基づく指定法人として、容器包装を、製造や使用している事業者から委託を受けて再商品化を代行している。市町村が分別収集した容器包装廃棄物を引き取り、再生加工を行う再商品化事業者に委託することによってリサイクルの一端を担っている。

古紙

(財) 古紙再生促進センター

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-12 銀座大塚ビル 電話 03(3541)9171 FAX (3544)0139

資源の有効利用、森林資源の保全、環境保護等の観点から古紙の回収、再生利用の促進に努めており、そのための広報宣伝、調査研究、グリーンマーク等の諸事業を行っている。

スチール缶

あき缶処理対策協会

〒104-0061 東京都中央区銀座7-16-3 日鉄木挽ビル1F 電話 03(5550)9431

ホームページ <http://www.rits.or.jp/steelcan/> FAX (5550)9435

製鉄メーカー、製缶メーカー、商社で構成され、スチール缶の回収と再資源化のための調査、研究、啓発等を実施している。

アルミ缶

アルミ缶リサイクル協会

〒107-0052 東京都港区赤坂2-13-13 アーブセンタービル3階 電話03(3582)9755 FAX(3505)1750

ホームページ <http://www.alumi-can.or.jp/>

アルミ缶製缶メーカー、アルミ圧延メーカー、ビール・飲料メーカー、アルミ再生地金メーカー、商社等で構成されており、アルミ缶の再生利用により資源・エネルギーの有効利用を図るため、アルミ缶の回収処理についての調査、研究、指導及び普及・啓発等を実施している。

びん

日本ガラスびん協会

〒105-0004 東京都港区新橋3-1-9 日本ガラス工業センター6階 電話 03(3502)3830 FAX (3592)1259

ホームページ <http://www.glassbottle.org/>

大手の製壺メーカーで構成されており、ガラスびんのリサイクルを促進するため、昭和58年4月から、全国各地にカレットセンターを指定し、資源化・再利用に積極的に取り組んでいる。

ガラスびんリサイクル促進協議会

〒105-0004 東京都港区新橋3-1-9 日本ガラス工業センター2階 電話03(3507)7191 FAX(3507)7193

平成8年11月にガラスびんリサイクリング推進連合(FGBR)を改組した組織。ガラスびんメーカー、ボトラー、びん商、カレット商等で構成されており、ガラスびんリサイクルを促進するためのシステムの研究、カレットの再利用拡大や多用途利用に関する調査・研究開発、普及啓発を行っている。

プラスチック

(社) プラスチック処理促進協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-13 葺手ビル4階 電話 03(3437)2251 FAX (3437)5270

ホームページ <http://www.alpha-web.ne.jp/pwmi/>

プラスチック製造メーカー等で構成されており、廃プラスチックを適切に処理し、資源として有効に利用するシステムを確立するための研究・開発を行い、その普及を通じて処理問題の解決を図っている。

発泡スチロール再資源化協会 (JEPSRA)

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-20 ファックスビル6階 電話 03(3861)9046 FAX (3861)0096

ホームページ <http://www.jepsra.gr.jp/>

化学工業メーカー等で構成されており、発泡スチロールに対する正しい理解の普及に努めるとともに、発泡スチロールのリサイクル事業の推進を行っている。

PETボトル協議会

〒103-0012 東京都中央区日本橋掘留町1-4-3 日本橋M Iビル2階 電話 03(3662)7591 FAX (5623)2885

ホームページ <http://www.petbottle-rec.gr.jp/>

使用済PETボトルの再資源化に向けたプラスチック製造、成型メーカー、商社等で構成されており、収集、再生処理、用途開発等についての調査・研究などを実施している関係業界の団体である。

塩化ビニル環境対策協議会

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル317号 電話 03(3501)2010 FAX (5506)5487

ホームページ <http://www.pvc.or.jp/>

塩ビボトル、塩ビ卵パック、塩ビ管のリサイクルモデル事業を実施。塩ビ製品の新しい再資源化の用途やエネルギー回収システムの研究・開発等により、一層効率的なリサイクルシステムの確立を目指す。

包装・食品容器

(社) 東京包装協会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-15-2 ニッコンビル4階 電話 03(5543)2608 FAX(5566)6926

(社) 日本包装技術協会

〒105-0004 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル10階 電話 03(3543)1189 FAX (3543)8970

ホームページ <http://www.jpi.or.jp/>

上記2団体は、包装と包装技術の向上改善を図るために、包装に関する調査・研究、情報の収集及び提供、展示会・研修会の開催などの事業を行っている。

(社) 食品容器環境美化協会

〒105-0004 東京都港区新橋4-27-4 新橋吉木ビル5階 電話 03(5472)4824 FAX (5472)4823

ホームページ <http://www.kankyobika.or.jp>

食品容器の散乱問題に対応し、環境美化に関する啓発・普及、調査・研究、情報の収集・分析及び提供等を行って

いる。

関東リサイクル油脂事業協同組合

〒343-0046 埼玉県越谷市弥生町3-52-131 電話 0489(76)1660 FAX 0489(75)7666

ホームページ <http://www3.familie.ne.jp/~kanto-r/index.htm>

業務用、家庭用にかかわらぬ、河川汚染の大きな源ごめる廃食用油を回収し、リサイクル資源としていたる業界の団体。コンピューターで回収経路を管理し、環境汚染防止に努めている。

東日本油脂事業協同組合

〒340-0824 埼玉県八潮市大字坂541-3 電話 0489(98)7583 FAX 0489(98)7584

テイクアウトの弁当やレストラン、学校給食等から出る廃食用油を回収し、有効利用している。農林水産省認可団体。

流通

東京都生活協同組合連合会

〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18 東京都生協連会館 電話 03(3383)7800 FAX (3383)7840

ホームページ <http://www.coop-toren.or.jp/>

93の単位生協から構成されており、消費者の生活擁護や文化活動の支援を目的としている。事業者として包装適正化やごみの減量に取り組む一方、消費者団体としての牛乳パックの回収運動などを行っている。

びん再使用ネットワーク

〒160-0022 東京都新宿区新宿6-24-20 丸増新宿ビル 生活クラブ生協連合会内

びん再使用ネットワーク事務局 電話 03(5285)1872 FAX (5285)1837

ホームページ <http://www.alpha-net.ne.jp/users2/binnet/>

びん容器のリユースシステムを実践している生協がネットワークし、リターナブルびんの規格統一と普及・しくみの拡大のために活動している。現在の参加生協は首都圏コープ事業連合・生活クラブ事業連合・東都生協と九州のグリーンコープ連合の4生協。

東京百貨店協会

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-1-10 柳屋ビル7階 電話 03(3278)8781 FAX (3278)8783

23区内の百貨店等16社32店舗で構成されており、大衆の消費生活に寄与するため、小売業の調査研究や公正競争の防止に努めることなどを目的にしている。ごみ問題に関しては、環境対策委員会適正包装部会で包装適正化などに取り組む、簡易包装推進のポスターの作成等により消費者に協力を要請している。

日本チェーンストア協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40森ビル6階 電話 03(3433)1290 FAX (3433)1297

スーパーマーケットなどのチェーンストア事業を営む小売業法人等から構成される団体で、チェーンストア、流通業に関する調査研究などを行っている。また、同協会では包装適正化推進要綱、青果物包装改善要綱の制定などを行うことにより包装の適正化に努めている。

資源回収業界

東京都リサイクル事業団体連合会（R団連）

〒105-0003 東京都港区西新橋2-11-5 GOビル3階 電話 03(3593)0908 FAX (3580)8265

再生資源を取り扱う業界が業種、業態を越えて連携を図り自主的に組織した連合会。社会経済、業界動向等、業種業態を越えたりサイクルに関する情報の交換と共有化を行っており各行政機関との関係を強化し、リサイクル事業への積極的な協力を行っている。

（各種品目）

東京都資源回収事業協同組合

〒101-061 東京都千代田区三崎町2-21-1 電話 03(3263)3676 FAX (3263)3679

主に古紙を取り扱う古紙以外の業者や直納権をもつ業者も加入している。

東京都リサイクル事業協同組合

〒123-0872 東京都足立区江北5-9-7 (株)三昭内 電話・FAX 03(3896)4330

古紙回収販売・一般廃棄物収集運搬業・産業廃棄物収集運搬業で組織する団体。

(古紙)

関東製紙原料直納商工組合

〒110-0015 東京都台東区東上野1-17-4 坂田ビル 電話 03(3833)4105 FAX (3833)4106

ホームページ <http://www.zengenren.com>

回収された古紙を加工・処理して製紙メーカーに直納する問屋の団体である。

東京製紙原料協同組合

〒116-0016 東京都台東区台東3-16-1 電話 03(3831)7980 FAX (3831)7880

「坪」と呼ばれる大口発生事業所の印刷所や製本所から発生する産業古紙を扱う回収・問屋業者で組織する団体。

東京都古紙処理事業協同組合

〒110-0016 東京都台東区台東3-16-1 製紙原料会館2階 電話 03(5816)2665 FAX (5816)2664

直納問屋の団体。組合の共販としての納入を行っている。

(古布)

東京ウエイスト商工業協同組合 〒116-0014 東京都荒川区東日暮里3-23-3 電話 03(3891)3870 FAX (3891)1280

城北ウエイスト商工業協同組合 〒123-0855 東京都足立区本木南町4-11 電話 03(3886)5604 FAX (5861)6266

上記の2団体は古繊維関係の業界組織である。

(ガラスびん)

東京壺容器協同組合

〒104-0033 東京都中央区新川1-3-7 六甲第2ビル 電話 03(3551)5238 FAX (3551)5981

びん商。リターナブルびんの回収を主に行うとともに、ワンウェイびんの回収・処理も行っている業者の組合。

東京硝子原料問屋協同組合

〒351-0101 埼玉県和光市白子3-6-14 豊島ガラス(株)内 電話 048(466)1911 FAX 048(463)6688

カレット等を回収・選別・加工する直納問屋によって組織された組合。

廃棄物処理業者等

東京廃棄物事業協同組合

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-34-14 山崎ビル5階 電話 03(3232)6249 FAX (3232)7004

一般廃棄物収集・運搬業者、産業廃棄物収集・運搬業者で構成している組合。

(社) 東京産業廃棄物協会

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-24-6 明治生命渋谷ビル9階 電話 03(3499)6106 FAX (3499)6108

産業廃棄物処理業者、産業廃棄物の処理又は資源化に関する機材業者で構成している協会。

消費者運動団体

全国生活学校連絡協議会

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館内(財) あしたの日本を創る協会

電話 03(3501)8001 FAX (3501)8004

ホームページ <http://www.ashita.or.jp/>

全国の生活学校相互の連絡提携を強め、生活学校運動の充実と発展を図り、新しい住みよい地域社会を築くことを目的としており、あき缶対策等にも取り組んでいる。

リサイクル運動市民の会

〒160-0015 東京都新宿区大京町2-29 電話 03(3226)6801 FAX (5379)1510

ホームページ <http://www.recycler.org/>

古本活用銀行（渋谷、横浜）、不用品の情報交換、週1回のフリーマーケットを開催している。

日本リサイクル運動市民の会

〒162-0828 東京都新宿区袋町3 エコロジーセンタービル 電話 03(5228)3310 FAX (5228)3361

ホームページ <http://www.venture-web.or.jp/ecoland/>

月間誌「くらしの木」を発行し、リサイクル情報、有機自然食品、飲料水、市民運動等、生活と自然環境についての情報を提供している。

全国牛乳パックの再利用を考える連絡会

〒164-0003 東京都中野区東中野4-6-7-201 電話 03(3360)1098 FAX (3360)7090

全国の牛乳パックリサイクル団体をネットワーク、運動の進め方やパックを利用した紙すきの手引き、紙すき用具の販売等を行っている。

古紙問題市民行動ネットワーク

〒152-0002 東京都目黒区目黒本町1-10-16 日本消費者連盟内 電話 03(3711)7766 FAX (3715)9378

平成4年に、古紙リサイクルの輪を考え行動するために発足。再生紙にかかわる情報収集・提供を中心に活動している。

主婦連合会

〒102-0085 東京都千代田区六番町15番地主婦会館プラザエフ内 電話 03(3265)8121 FAX (3221)7864

消費者の権利を確立し、いのちと暮らしを守るために必要な活動・事業を行っている。

東京都消費者団体連絡センター

〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18 電話 03(3383)7991 FAX (3383)7840

消費者団体の連携の強化による消費者運動の前進を目的とする。「くらしのCO₂チェック」参加等を行っている。

東京都地域婦人団体連盟

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-17-7 全国婦人会館内 電話 03(3407)2370 FAX (3400)5131

緑の回復のための「緑の銀行」運動、NO₂測定と健康被害調査の実施、きれいな空気を取り戻す運動を行っている。

グリーン購入ネットワーク

グリーン購入ネットワーク事務局

〒150-0001 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山B2階 電話 03(3406)5155 FAX (3406)5190

ホームページ <http://www.wnn.or.jp/wnn-eco/gpn/>

環境に負荷の少ない製品の優先的な購入（グリーン購入）を進めることを目的とする。企業、自治体、市民団体（消費者）で構成され、グリーン購入基本原則の策定、商品選択のための環境データブックの発行を行っている。

グリーンコンシューマー東京ネット（事務局：東京都生活文化局消費生活部企画調整課）

〒163-8001 東京都新宿西新宿2-8-1 電話 03(5388)3059 FAX (5388)1332

ホームページ <http://www.sei-latubunka/metro/tokyo.jp>

消費者自らが環境への負荷の少ない商品やサービスを率化して選択することにより市場を変え、社会を循環型に変えていこうという「グリーンコンシューマーリズム」の普及を目指している。

再生品取扱店に関する情報

東商工エコショップ

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 東京商工会議所内 電話 03(3283)7657 FAX (3213)8716

ホームページ <http://www.tokyo-cci.or.jp/member/ecoshop>

東京商工会議所産業政策部の事業の一端として、古紙をはじめとする再生品（トイレットペーパー、学習帳、再生ペットボトル等）の販売、卸し、製造や各種リサイクルシステム等に携わる事業者が登録している。

6 ごみ減量化関連の助成制度・融資制度一覧

助成事業

名 称	対 象 者	対象事業（関連部分）	助 成 内 容	申請時期
循環型技術	都内に主たる事業所及び工場を持ち引き続き1年以上事業を営む中小企業者等 都が設定した課題に取り組み、成果を広く一般に普及する者	循環型社会づくりを実現するために行う技術開発モデル事業	開発経費の1/2以内で、1事業区分1,500万円以内	1月中旬

< 問い合わせ先 > 東京都労働経済局商工計画部計画課 03(5320)4762

融資制度（リサイクル関連のもの）

名 称	対象事業（関連部分）	対象	問い合わせ窓口
東京都制度融資 （環境・福祉・資源リサイクル等対応資金融資）	〔環境関連技術開発等資金〕 リサイクル促進のための再資源化技術、製品製造技術、廃棄物資源化技術等の開発、技術・設備導入	中小企業者（個人含）組合	東京都労働経済局 商工振興部金融課 03（5320）4777
中小企業 高度化 資金貸付	〔一般共同施設事業 - 省資源・省エネルギー設備リース事業〕 事業協同組合等が実施する設備リース事業	事業協同組合等	東京都労働経済局 商工振興部特別融資課 03（5320）4804
	〔特定共同施設事業 - 共同公害防止等事業〕 公害防止施設又は省資源・省エネルギー化施設を設置する事業	事業協同組合等	
日本開発銀行	地球環境の保全、公害防止、資源の再利用促進などに役立つ設備	株式会社等	03（3244）1900（代）
中小企業金融公庫	環境対策貸付 —— 廃棄物処理・有効利用設備	中小企業	03（3270）1261（代）
国民生活金融公庫	環境対策貸付 —— 廃棄物処理・有効利用設備	中小企業・個人	03（3270）1361（代） 03（3270）4649（直通）
環境事業団	産業廃棄物処理施設等	事業者・公共団体	03（5251）10461

融資対象要件など制度により異なりますので、詳細は各問い合わせ窓口に相談してください。また、ここでご紹介したもの以外の融資制度もありますので、次の相談窓口等をご利用ください。

労働経済局商工振興部金融課：〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 03(5320)4777 都庁第一庁舎30階

東京都商工指導所経営相談部：〒104-0061 中央区銀座2-10-18 03(3542)0153

多摩支所：〒190-0022 立川市錦町2-2-31 042(524)7611

支援事業

名 称	対 象 者	対象事業（関連部分）	支 援 内 容	応募時期
循環型企業等販路 開拓支援事業	都内に事業所を持つ 中小企業・団体	循環型対応商品の販路 開拓	都内中小企業・団体の商品を展示し、商談機会を提供する。	1月下旬から 2月上旬まで

< 問い合わせ先 > 労働経済局商工振興部流通産業振興課 03（5320）4798